

福井県報

号 外 第 72 号

令 和 6 年
12月26日(木)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

条 例

※福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例（38・財政課）	4
※福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（39・人事課）	36
※福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例（40・観光誘客課）	79
※福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例（41・警察本部）	83
※福井県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例（42・議会局）	100
※福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例（43・同）	101

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第38号 財政課）

- 大麻取締法（昭和23年法律第124号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（別表関係）
 - 引用する法律名の改正
 - 免許の対象者の改正および手数料の額の改定
- 旅券法（昭和26年法律第267号）の一部改正に伴い、一般旅券発給手数料の額の区分の変更を行うこととした。（別表関係）
- 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行に伴い、関係手数料の額の区分および額の改定等を行うこととした。（別表関係）
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の施行に伴い、国等の建築物の計画通知に係る手数料等の額を定めることとした。
- この条例は、次に定める日から施行することとした。
 - 1の(1) 公布の日
 - 1の(2) 令和7年3月1日
 - 2 令和7年3月24日
 - 3および4 令和7年4月1日

◇福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第39号 人事課）

- 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正関係
 - 給料の改定
 - 全ての給料月額を改定することとした。（改正条例第1条の規定による改正後の別表第1～別表第5の2関係）
 - 全ての給料月額を改定することとした。（改正条例第2条の規定による改正後の別表第1～別表第5の2関係）
 - 諸手当の改定
 - 期末手当について、令和6年12月期の支給割合を100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第21条関係）
 - 勤勉手当について、令和6年12月期の支給割合を100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第22条関係）
 - 令和7年度以降の期末手当について、支給割合を100分の125（特定幹部職

員にあっては、１００分の１０５）とすることとした。（改正条例第２条の規定による改正後の第２１条関係）

エ 令和７年度以降の勤勉手当について、支給割合を１００分の１０５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２５）とすることとした。（改正条例第２条の規定による改正後の第２２条関係）

オ 初任給調整手当について、医師および歯科医師に対する支給月額の限度額を改定することとした。（改正条例第１条の規定による改正後の第８条の２関係）

カ 寒冷地手当について、支給月額を改定することとした。（改正条例第１条の規定による改正後の第１２条関係）

キ 寒冷地手当について、居住地要件を廃止することとした。（改正条例第２条の規定による改正後の第１２条関係）

ク 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の支給月額を改定することとした。（改正条例第２条の規定による改正後の第９条関係）

ケ 地域手当について、級地区分および支給割合を改定することとした。（改正条例第２条の規定による改定後の第１０条の２および附則第１６項関係）

コ 通勤手当について、支給上限額を改定することとした。（改正条例第２条の規定による改定後の第１１条関係）

サ 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間の改定および特定の勤務をした職員への支給額の割増しをすることとした。（改正条例第２条の規定による改定後の第１９条の２関係）

シ 定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当等を支給することとした。（改正条例第２条の規定による改正後の第２０条関係）

２ 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正関係

(１) 特定任期付職員業績手当を廃止することとした。（改正条例第６条の規定による改定後の第７条および第９条関係）

(２) 特定任期付職員に対し、勤勉手当を支給することとした。（改正条例第６条の規定による改定後の第８条関係）

３ 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正関係

(１) 期末手当について、令和６年１２月期の支給割合を１００分の１７５に引き上げることとした。（改正条例第７条の規定による改正後の第２条の２および第３条関係）

(２) 令和７年度以降の期末手当について、支給割合を１００分の１７２．５とすることとした。（改正条例第８条の規定による改正後の第２条の２および第３条関係）

４ 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、１の(１)イ、(２)ウ、エおよびキからシまで、２ならびに３の(２)は令和７年４月１日から施行し、１の(１)アならびに(２)ア、イ、オおよびカは令和６年４月１日から、３の(１)は令和６年１２月１日から適用することとした。

◇福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例（条例第４０号 観光誘客課）

１ ふるさとの美しい自然環境のもとでの野外レクリエーション活動の場を県民に提供し、もって県民のゆとりある生活の実現に寄与するため、福井県六呂師高原キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を設置することとした。（第１条関係）

２ キャンプ場は、大野市に置くこととした。（第２条関係）

３ キャンプ場は、キャンプその他の野外レクリエーション活動を行うために必要な施設および設備の提供その他の業務を行うこととした。（第３条関係）

４ キャンプ場の管理は、指定管理者に行わせることとした。（第４条関係）

５ 指定管理者の指定に関し必要な事項を定めることとした。（第５条および第６条関係）

６ 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲は、キャンプ場の利用に関する業務、利用料金に関する業務、キャンプ場の維持管理に関する業務等とすることとした。（第７条関係）

７ キャンプ場の利用期間は、年度ごとに知事が定めることとした。（第８条関係）

８ 利用の許可、利用者の遵守事項、利用料金その他キャンプ場の利用に関し必要な事項を定めることとした。（第９条～第１７条関係）

９ 指定管理者が知事の承認を受けて定める利用料金の限度額を定めることとした。（別表関係）

１０ この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則第１項関係）

１１ 指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。（附則第２項関係）

◇福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第４１号 警察本部警務課）

１ 道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号）の一部改正に伴い、運転免許等に関する手数料の額の改定等を行うこととした。（別表関係）

(１) 運転免許試験手数料等の額の改定

(２) マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴う、特定免許情報記録手数料等の新設

２ 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和３７年法律第１４５号）の一部改正に伴い、保管場所標章交付手数料等を廃止することとした。（別表関係）

３ この条例は、令和７年３月２４日から施行することとした。ただし、２は令和７年４月１日から施行することとした。

◇福井県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号 議会局）

- 1 請負等に関する制限について、所要の見直しをすることとした。（第4条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例（条例第43号 議会局）

- 1 議員が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議および委員会の全てを欠席することをいう。）をしたときは、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しないこととした。（第1条関係）
- 2 議員が長期欠席し、1の規定が適用された場合の期末手当の額は、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号）第2条の2第2項の規定により算出された額から、当該額に基準日前6月以内の期間における1の規定により議員報酬が支給されなかった月数を当該基準日前6月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とすることとした。（第2条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第38号

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係） 1～4 （略） 5 健康福祉部関係			別表（第2条、第3条関係） 1～4 （略） 5 健康福祉部関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
1～4 6 （略）	（略）	（略）	1～4 6 （略）	（略）	（略）
4 7 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査</u>	<u>大麻草採取栽培者免許申請手数料</u>	6,700円	4 7 <u>大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者の免許の申請に対する審査</u>	<u>大麻取扱者免許申請手数料</u>	6,700円
4 8 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録の変更</u>	<u>大麻草採取栽培者登録変更手数料</u>	3,200円	4 8 <u>大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更による大麻取扱者名簿の登録変更</u>	<u>大麻取扱者登録変更手数料</u>	3,200円
4 9 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく免許証の再交付</u>	<u>大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u>	3,200円	4 9 <u>大麻取締法第10条第6項の規定に基づく免許証の再交付</u>	<u>大麻取扱者免許証再交付手数料</u>	3,200円

50～211 (略)	(略)	(略)
------------	-----	-----

6 産業労働部関係

事務の区分	名称	金額
1～8 (略)	(略)	(略)
9 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項および第8条第1項の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	(1) (2)以外の場合 2,300円 (旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,300円) (2) 電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請をする場合 1,900円 (旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、3,900円)
10～43 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

7 (略)

8 土木部関係

事務の区分	名称	金額
1～6の3 (略)	(略)	(略)
7 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する	建築物に関する確認申請等手数料	1の申請または通知ごとに、 1の建築物につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 (1) (2)以外の場合 次に掲げる床面積の合計（知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額

50～211 (略)	(略)	(略)
------------	-----	-----

6 産業労働部関係

事務の区分	名称	金額
1～8 (略)	(略)	(略)
9 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項および第8条第1項の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	2,000円 (旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円)
10～43 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

7 (略)

8 土木部関係

事務の区分	名称	金額
1～6の3 (略)	(略)	(略)
7 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	次に掲げる床面積の合計（知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 30平方メートル以内のもの 7,000円 (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1万2,000円

場合を含む。)の規定
に基づく通知に対する
審査

ア 30平方メートル以内
のもの
1万2,000円
(当該申請または通知
に係る建築物が建築基
準法施行令(昭和25
年政令第338号)第
10条第1号、第3号
または第4号に掲げる
建築物の区分に該当す
る場合(以下この項に
おいて「確認の特例の
場合」という。)にあ
っては、8,000円
)

イ 30平方メートルを超
え、100平方メートル
以内のもの 2万円
(確認の特例の場合に
あつては、1万3,0
00円)

ウ 100平方メートルを
超え、200平方メー
トル以内のもの 3万円
(確認の特例の場合に
あつては、2万円)

エ 200平方メートルを
超え、300平方メー
トル以内のもの
3万5,000円

オ 300平方メートルを
超え、500平方メー
トル以内のもの
4万3,000円

カ 500平方メートルを
超え、1,000平方メ
ートル以内のもの

(3) 100平方メートルを超
え、200平方メートル以
内のもの
1万8,000円

(4) 200平方メートルを超
え、500平方メートル以
内のもの
2万5,000円

(5) 500平方メートルを超
え、1,000平方メー
トル以内のもの
4万4,000円

(6) 1,000平方メートル
を超え、2,000平方メ
ートル以内のもの
6万3,000円

(7) 2,000平方メートル
を超え、1万平方メートル
以内のもの
18万4,000円

(8) 1万平方メートルを超え
、5万平方メートル以内の
もの 30万2,000円

(9) 5万平方メートルを超え
るもの
53万9,000円

		<u>4万8,000円</u> <u>キ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> <u>6万8,000円</u> <u>ク 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</u> <u>19万9,000円</u> <u>ケ 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</u> <u>32万7,000円</u> <u>コ 5万平方メートルを超えるもの</u> <u>58万3,000円</u> <u>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年省令第5号）第2条第1号イまたはロに掲げる基準に適合する場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第6項の適合判定通知書またはその写しを提出する場合を除く。）</u> <u>(1)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、96の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額を加えて得た額</u>			
8 建築基準法第87条の4 <u>もしくは</u> 第88条	建築設備および工作物に関する	(1)～(4) (略)	8 建築基準法第87条の4 <u>または</u> 第88条第	建築設備および工作物に関する	(1)～(4) (略)

第1項もしくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備および工作物に関する確認の申請または同法第87条の4もしくは第88条第1項もしくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備および工作物に関する通知に対する審査	確認申請等手数料		1項もしくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備および工作物に関する確認の申請に対する審査	確認申請手数料	
8の2 建築基準法第6条の3第1項または第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算適合性判定手数料	(1)および(2)に掲げる額の合計額 (1)・(2) (略)	8の2 建築基準法第6条の3第1項または第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算適合性判定手数料	(1)および(2)に掲げる額の合計額 (1)・(2) (略)
9 建築基準法第7条第1項または第18条第21項の規定に基づく建築物に関する完了検査	建築物に関する完了検査申請等手数料	1の申請または通知ごとに、 1の建築物につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 (1) 床面積の合計（知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの 2万7,000円 (当該申請または通知に係る建築物が建築基準法施行令第10条第1号、第3号または第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「検査の特例の場合」という。）にあっては、1万8	9 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査	建築物に関する完了検査申請手数料	(1) 床面積の合計（知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの 1万4,000円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1万6,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 2万2,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万円

， 0 0 0 円)

(2) 床面積の合計が3 0 平方メートルを超え、1 0 0 平方メートル以内のもの
3 万 1, 0 0 0 円
(検査の特例の場合にあつては、2 万 1, 0 0 0 円)

(3) 床面積の合計が1 0 0 平方メートルを超え、2 0 0 平方メートル以内のもの
4 万円
(検査の特例の場合にあつては、2 万 7, 0 0 0 円)

(4) 床面積の合計が2 0 0 平方メートルを超え、3 0 0 平方メートル以内のもの
4 万 5, 0 0 0 円

(5) 床面積の合計が3 0 0 平方メートルを超え、5 0 0 平方メートル以内のもの
4 万 7, 0 0 0 円

(6) 床面積の合計が5 0 0 平方メートルを超え、1, 0 0 0 平方メートル以内のもの
5 万 5, 0 0 0 円

(7) 床面積の合計が1, 0 0 0 平方メートルを超え、2, 0 0 0 平方メートル以内のもの
7 万 5, 0 0 0 円

(8) 床面積の合計が2, 0 0 0 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの
1 6 万 9, 0 0 0 円

(9) 床面積の合計が1 万平方メートルを超え、5 万平方

(5) 床面積の合計が5 0 0 平方メートルを超え、1, 0 0 0 平方メートル以内のもの
5 万 1, 0 0 0 円

(6) 床面積の合計が1, 0 0 0 平方メートルを超え、2, 0 0 0 平方メートル以内のもの
7 万円

(7) 床面積の合計が2, 0 0 0 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの
1 6 万 5, 0 0 0 円

(8) 床面積の合計が1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの
2 5 万 9, 0 0 0 円

(9) 床面積の合計が5 万平方メートルを超えるもの
4 6 万 3, 0 0 0 円

		<u>メートル以内のもの</u> <u>26万4,000円</u> (10) <u>床面積の合計が5万平方</u> <u>メートルを超えるもの</u> <u>46万8,000円</u>			
10 建築基準法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する同法第7条第1項または第18条第21項の規定に基づく建築設備および工作物に関する完了検査	建築設備および工作物に関する完了検査申請等手数料	(1) 建築設備 1の建築設備につき <u>2万6,000円</u> (2) 工作物 1の工作物につき <u>1万4,000円</u>	10 建築基準法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備および工作物に関する完了検査	建築設備および工作物に関する完了検査申請手数料	(1) 建築設備 1の建築設備につき <u>1万7,000円</u> (2) 工作物 1の工作物につき <u>1万1,000円</u>
11 建築基準法第6条第1項の規定による工事が同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む建築物に係る同法第7条第1項(同法第7条の3第5項の中間検査合格証の交付を受けたものに限る。)または第18条第21項(同法第18条第30項の中間検査合格証の交付を受けたものに限る。)の規定に基づく建築物に関する完了検査	中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料	<u>1の申請または通知ごとに、1の建築物につき次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</u> (1) <u>床面積の合計(知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)</u> <u>が30平方メートル以内のもの</u> <u>2万5,000円</u> (2) <u>床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> <u>2万9,000円</u> (3) <u>床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> <u>3万7,000円</u> (4) <u>床面積の合計が200平方メートルを超え、300</u>	11 建築基準法第6条第1項の規定による工事が同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む建築物に係る同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査	中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料	(1) <u>床面積の合計(知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)</u> <u>が30平方メートル以内のもの</u> <u>1万2,000円</u> (2) <u>床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> <u>1万4,000円</u> (3) <u>床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> <u>2万円</u> (4) <u>床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>2万8,000円</u> (5) <u>床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>

		平方メートル以内のもの <u>4万2,000円</u> (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>4万4,000円</u> (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>5万3,000円</u> (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>6万9,000円</u> (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>15万5,000円</u> (9) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>24万7,000円</u> (10) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの <u>45万2,000円</u>			の <u>4万9,000円</u> (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>6万4,000円</u> (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>15万円</u> (8) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>24万2,000円</u> (9) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの <u>44万7,000円</u>
12 建築基準法第87条の4または第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による工事が同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む昇降機に係る同法第7条第1項（同法第7条の3第5項の中間検査合格証の交付を受けた	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請等手数料	1 基につき <u>2万5,000円</u>		12 建築基準法第87条の4または第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による工事が同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む昇降機に係る同法第7条第1項の規定に基づく完了検査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料 1 基につき <u>1万6,000円</u>

ものに限る。)または 第18条第21項(同 法第18条第30項の 中間検査合格証の交付 を受けたものに限る。)_の規定に基づく完了 検査					
13 建築基準法第7条 の3第1項または第1 8条第29項の規定に 基づく建築物に関する 中間検査	建築物に関する 中間検査申請等 手数料	1の申請または通知ごとに、 1の建築物につき次に掲げる 床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ次に定める額を合計 した額 (1) 床面積の合計(知事が規 則で定める算定方法によっ て算定したものをいう。以 下この項において同じ。) が30平方メートル以内の もの 1万9,000円 (2) 床面積の合計が30平方 メートルを超え、100平 方メートル以内のもの 2万3,000円 (3) 床面積の合計が100平 方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの 3万1,000円 (4) 床面積の合計が200平 方メートルを超え、300 平方メートル以内のもの 3万5,000円 (5) 床面積の合計が300平 方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの 3万9,000円 (6) 床面積の合計が500平 方メートルを超え、1,0	13 建築基準法第7条 の3第1項の規定に基 づく建築物に関する中 間検査	建築物に関する 中間検査申請手 数料	(1) 床面積の合計(知事が規 則で定める算定方法によっ て算定したものをいう。以 下この項において同じ。) が30平方メートル以内の もの 1万2,000円 (2) 床面積の合計が30平方 メートルを超え、100平 方メートル以内のもの 1万4,000円 (3) 床面積の合計が100平 方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの 2万円 (4) 床面積の合計が200平 方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの 2万6,000円 (5) 床面積の合計が500平 方メートルを超え、1,0 00平方メートル以内のも の 4万6,000円 (6) 床面積の合計が1,00 0平方メートルを超え、2 ,000平方メートル以内 のもの 6万2,000円 (7) 床面積の合計が2,00 0平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの

		<u>00平方メートル以内のもの</u> <u>5万円</u> (7) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> <u>6万7,000円</u> (8) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</u> <u>14万6,000円</u> (9) <u>床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</u> <u>22万7,000円</u> (10) <u>床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの</u> <u>41万6,000円</u>			<u>14万1,000円</u> (8) <u>床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</u> <u>22万円</u> (9) <u>床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの</u> <u>41万1,000円</u>
14 建築基準法第87条の4または第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項または第18条第29項の規定に基づく建築設備および工作物に関する中間検査	建築設備および工作物に関する中間検査申請等手数料	(1) 建築設備 1の建築設備につき <u>2万5,000円</u> (2) 工作物 1の工作物につき <u>1万4,000円</u>	14 建築基準法第87条の4または第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備および工作物に関する中間検査	建築設備および工作物に関する中間検査申請手数料	(1) 建築設備 1の建築設備につき <u>1万6,000円</u> (2) 工作物 1の工作物につき <u>1万1,000円</u>
15 建築基準法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または第18条第38項第1号もしくは第2号（同法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円	15 建築基準法第7条の6第1項第1号または第2号（同法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円

16～45の6 (略)	(略)	(略)
45の7 建築基準法施行令第137条の12第6項または第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査	建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料	2万7,000円
45の8～92 (略)	(略)	(略)
93 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項、94の項、96の項および97の項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 法第30条第2項の規定による申出をしない場合 1の建築物ごとに次に掲げる建築物の部分（申請に係る部分に限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、94の項、96の項および97の項において「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項、94の項、96の項および97の項において同じ。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額

16～45の6 (略)	(略)	(略)
45の7 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項または第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査	建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料	2万7,000円
45の8～92 (略)	(略)	(略)
93 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項から97の項までにおいて「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 法第35条第2項の規定による申出をしない場合 1の建築物ごとに次に掲げる建築物の部分（申請に係る部分に限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 ア 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から95の項までにおいて同じ。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額

(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証（知事が規則で定める適合証をいう。以下この項および次項において同じ。）を添付しない住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 共同住宅等（1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、94の項、96の項および97の項において同じ。）次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)～(d) (略)

(イ) (略)

イ 非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項、94の項、96の項および97の項において同じ。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額

(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付しない非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証（知事が規則で定める適合証をいう。以下この項および次項において同じ。）を添付しない住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 共同住宅等（1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から95の項までにおいて同じ。）次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)～(d) (略)

(イ) (略)

イ 非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から95の項までにおいて同じ。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額

(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付しない非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

		a <u>b 以外の場合</u> 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)～(g) (略) b (略) (i) (略) (2) <u>法第30条第2項の規定による申出をする場合</u> <u>1の建築物ごとに(1)に掲げる建築物の部分(申請に係る部分に限る。)</u>の<u>区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、1の建築物ごとに7の項の右欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額を加えて得た額</u>			a <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項から97の項までにおいて「省令」という。)</u>第10条第1号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合する場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)～(g) (略) b (略) (i) (略) (2) <u>法第35条第2項の規定による申出をする場合</u> <u>(1)に掲げる額に、7の項の右欄に掲げる額を加えて得た額</u>
94 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) <u>法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をしない場合</u> 1の建築物ごとに次に掲げる建築物の部分(	94 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) <u>法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をしない場合</u> 1の建築物ごとに次に掲げる建築物の部分(

申請に係る部分に限る。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額(新たに建築物を追加する場合にあっては、当該追加する建築物につき、それぞれ93の項の右欄に定める額)を合計した額

ア (略)

イ 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額

(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付しない非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a b以外の場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)～(g) (略)

b (略)

(i) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付する非住宅部分

93の項の右欄(1)イ(1)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額

申請に係る部分に限る。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額(新たに建築物を追加する場合にあっては、当該追加する建築物につき、それぞれ93の項の右欄に定める額)を合計した額

ア (略)

イ 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額

(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付しない非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 省令第10条第1号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合する場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)～(g) (略)

b (略)

(i) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付する非住宅部分

93の項の右欄(1)イ(1)に定める額

		(2) <u>法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合</u> <u>1の建築物ごとに(1)に掲げる建築物の部分（申請に係る部分に限る。）の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、1の建築物ごとに7の項の右欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額を加えて得た額</u>			(2) <u>法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合</u> <u>(1)に掲げる額に、7の項の右欄に掲げる額を加えて得た額</u>
95 削除			95 <u>法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料</u>	次に掲げる建築物の部分（申請に係る部分に限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 (1) 住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 ア 建築物のエネルギー消費性能に係る適合証（知事が規則で定める適合証をいう。以下この項において同じ。）を添付しない住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 省令第1条第1項第2号イ(1)(i)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合する1戸建ての住宅 93の項の右欄(1)ア(7) aに定める額 (4) 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)および同号

						ートル以上5,00 0平方メートル未満 のもの10万円 d 5,000平方メ ートル以上のもの 16万円 イ 建築物のエネルギー消 費性能に係る適合証を添 付する住宅部分 93の項の右欄(1)ア(イ) に定める額 (2) 非住宅部分 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に 定める額を合計した額 ア 建築物のエネルギー消 費性能に係る適合証を添 付しない非住宅部分 次に 掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める 額 (7) 省令第1条第1項第 1号イに掲げる基準に 適合する場合 93の項の右欄(1)イ (7)aに定める額 (イ) 省令第1条第1項第 1号ロに掲げる基準に 適合する場合 93の項の右欄(1)イ (7)bに定める額 イ 建築物のエネルギー消 費性能に係る適合証を添 付する非住宅部分 93の項の右欄(1)イ(イ) に定める額	
96	法第11条第1項	建築物エネルギ	1の建築物ごとに次に掲げる	96	法第12条第1項	建築物エネルギ	次に掲げる建築物の区分に依

	または第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	一消費性能適合性判定申請手数料	建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 (1) 住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 200平方メートル未満のもの 3万4,000円 b 200平方メートル以上のもの 3万8,000円 (i) 省令第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 200平方メートル未満のもの 1万7,000円 b 200平方メートル以上のもの 1万9,000円 (ウ) (7)、(i)以外の場合 次に掲げる床面積の合	または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	一消費性能適合性判定申請手数料	じ、それぞれ次に定める額 (1) 工場等（知事が規則で定める建築物をいう。以下この項および次項において同じ。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 3万1,000円 (i) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 4万3,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 10万円 (エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 15万円 (オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 19万円 (カ) 2万5,000平方メートル以上のもの 23万円 イ 省令第1条第1項第1
--	---	------------------------	--	---	------------------------	---

計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの
2万5,000円

b 200平方メートル以上のもの
2万8,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの判定
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの
6万9,000円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
11万円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
20万円

d 5,000平方メートル以上のもの
28万円

(4) 省令第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの判定
次に掲げる床面積の合

号ロに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
2万6,000円

(4) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
3万7,000円

(7) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
9万5,000円

(エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの
14万円

(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの
18万円

(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの
22万円

(2) 工場等以外の建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの

3万3,000円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

5万7,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

10万3,000円

d 5,000平方メートル以上のもの

15万5,000円

(ウ) (7)、(イ)以外の場合

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの

5万1,000円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

8万5,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

14万9,000円

d 5,000平方メートル以上のもの

(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

28万円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

37万円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

52万円

(エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

64万円

(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

76万円

(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの

87万円

イ 省令第1条第1項第1号口に掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

11万円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

15万円

21万7,000円
 (2) 非住宅部分 次に掲げる
 区分に応じ、それぞれ次に
 定める額
 ア 工場等（知事が規則で
 定める建築物をいう。以
 下この項および次項にお
 いて同じ。） 次に掲げ
 る区分に応じ、それぞれ
 次に定める額
 (7) 省令第1条第1項第
 1号イに掲げる基準に
 適合するかどうかの判
 定 次に掲げる床面積
 の合計の区分に応じ、
 それぞれ次に定める額
 a 300平方メー
 ル未満のもの
2万3,000円
 b 300平方メー
 ル以上1,000平
 方メートル未満のも
 の
3万1,000円
 c 1,000平方メ
 ートル以上2,00
 0平方メートル未満
 のもの
4万3,000円
 d 2,000平方メ
 ートル以上5,00
 0平方メートル未満
 のもの 10万円
 e 5,000平方メ
 ートル以上1万平
 方メートル未満のもの
15万円

(ウ) 2,000平方メー
 トル以上5,000平
 方メートル未満のもの
24万円
 (エ) 5,000平方メー
 トル以上1万平方メー
 トル未満のもの
31万円
 (オ) 1万平方メートル以
 上2万5,000平方
 メートル未満のもの
37万円
 (カ) 2万5,000平方
 メートル以上のもの
43万円

				<u>f 1 万平方メートル</u> <u>以上2 万5, 0 0 0</u> <u>平方メートル未満の</u> <u>もの 1 9 万円</u>			
				<u>g 2 万5, 0 0 0 平</u> <u>方メートル以上のも</u> <u>の 2 3 万円</u>			
				<u>(イ) 省令第1 条第1 項第</u> <u>1 号ロに掲げる基準に</u> <u>適合するかどうかの判</u> <u>定 次に掲げる床面積</u> <u>の合計の区分に応じ、</u> <u>それぞれ次に定める額</u>			
				<u>a 3 0 0 平方メート</u> <u>ル未満のもの</u> <u>1 万9, 0 0 0 円</u>			
				<u>b 3 0 0 平方メート</u> <u>ル以上1, 0 0 0 平</u> <u>方メートル未満のも</u> <u>の</u> <u>2 万6, 0 0 0 円</u>			
				<u>c 1, 0 0 0 平方メ</u> <u>ートル以上2, 0 0</u> <u>0 平方メートル未満</u> <u>のもの</u> <u>3 万7, 0 0 0 円</u>			
				<u>d 2, 0 0 0 平方メ</u> <u>ートル以上5, 0 0</u> <u>0 平方メートル未満</u> <u>のもの</u> <u>9 万5, 0 0 0 円</u>			
				<u>e 5, 0 0 0 平方メ</u> <u>ートル以上1 万平方</u> <u>メートル未満のもの</u> <u>1 4 万円</u>			
				<u>f 1 万平方メートル</u> <u>以上2 万5, 0 0 0</u>			

	平方メートル未満の もの	18万円
g	2万5,000平方メートル以上のもの	22万円
イ	工場等以外の建築物	
	次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額	
(7)	省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定	
	次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ次に定める額	
a	300平方メートル未満のもの	22万7,000円
b	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28万円
c	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37万円
d	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万円
e	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	64万円
f	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	76万円

もしくは第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定または法第11条第2項もしくは第12条第3項に規定する軽微な変更に該当するものであることについての証明の申請に対する審査

一消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請または軽微変更証明申請の手数料

建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額

(1) 住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの
1万9,000円

b 200平方メートル以上のもの
2万1,000円

(i) 省令第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの
1万1,000円

b 200平方メートル以上のもの
1万2,000円

(ウ) (7)、(i)以外の場合
次に掲げる床面積の合

もしくは第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定または法第12条第2項もしくは第13条第3項に規定する軽微な変更に該当するものであることについての証明の申請に対する審査

一消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請または軽微変更証明申請の手数料

じ、それぞれ次に定める額
(1) 工場等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
2万4,000円

(i) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
3万5,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
9万1,000円

(エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの
14万円

(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの
17万円

(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの
21万円

イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の

計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの
1万5,000円

b 200平方メートル以上のもの
1万6,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの
3万9,000円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
6万7,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
12万円

d 5,000平方メートル以上のもの
18万円

(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの判定

区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
2万1,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
3万2,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
8万7,000円

(エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの
13万円

(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの
17万円

(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの
21万円

(2) 工場等以外の建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの

2万1,000円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

3万8,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

7万4,000円

d 5,000平方メートル以上のもの

11万8,000円

(ウ) (7)、(イ)以外の場合

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの

3万円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

5万3,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

9万7,000円

d 5,000平方メ

15万円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

20万円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

30万円

(エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

39万円

(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

46万円

(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの

53万円

イ 省令第1条第1項第1号口に掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

6万3,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

8万6,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

ートル以上のもの
14万9,000円
(2) 非住宅部分 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ次に
定める額
ア 工場等 次に掲げる区
分に応じ、それぞれ次に
定める額
(ア) 省令第1条第1項第
1号イに掲げる基準に
適合するかどうかの判
定 次に掲げる床面積
の合計の区分に応じ、
それぞれ次に定める額
a 300平方メート
ル未満のもの
1万6,000円
b 300平方メート
ル以上1,000平
方メートル未満のも
の
2万4,000円
c 1,000平方メ
ートル以上2,00
0平方メートル未満
のもの
3万5,000円
d 2,000平方メ
ートル以上5,00
0平方メートル未満
のもの
9万1,000円
e 5,000平方メ
ートル以上1万平
方メートル未満のもの
14万円
f 1万平方メートル

16万円
(エ) 5,000平方メー
トル以上1万平方メー
トル未満のもの
22万円
(オ) 1万平方メートル以
上2万5,000平方
メートル未満のもの
26万円
(カ) 2万5,000平方
メートル以上のもの
32万円

	以上2万5,000 平方メートル未満の もの 17万円 g 2万5,000平 方メートル以上のも の 21万円 (イ) 省令第1条第1項第 1号口に掲げる基準に 適合するかどうかの判 定 次に掲げる床面積 の合計の区分に応じ、 それぞれ次に定める額 a 300平方メート ル未満のもの 1万4,000円 b 300平方メート ル以上1,000平 方メートル未満のも の 2万1,000円 c 1,000平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの 3万2,000円 d 2,000平方メ ートル以上5,00 0平方メートル未満 のもの 8万7,000円 e 5,000平方メ ートル以上1万平方 メートル未満のもの 13万円 f 1万平方メートル 以上2万5,000 平方メートル未満の	
--	---	--

	もの	17万円
g	2万5,000平方メートル以上のもの	21万円
イ	工場等以外の建築物	
	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	
(7)	省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定	
	次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
a	300平方メートル未満のもの	11万8,000円
b	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	15万円
c	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20万円
d	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	30万円
e	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	39万円
f	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	46万円
g	2万5,000平方メートル以上のもの	51万円

	方メートル以上のもの	53万円
(イ)	省令第1条第1項第1号口に掲げる基準に適合するかどうかの判定	次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
a	300平方メートル未満のもの	4万8,000円
b	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	6万3,000円
c	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	8万6,000円
d	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万円
e	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	22万円
f	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	26万円
g	2万5,000平方メートル以上のもの	32万円

98～102 (略)	(略)	(略)	98～102 (略)	(略)	(略)
9 (略)			9 (略)		

第2条 福井県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係） 1～4 (略) 5 健康福祉部関係			別表（第2条、第3条関係） 1～4 (略) 5 健康福祉部関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
1～46 (略)	(略)	(略)	1～46 (略)	(略)	(略)
47 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく第1種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	第1種大麻草採取栽培者免許申請手数料	<u>2万2,500円</u>	47 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	大麻草採取栽培者免許申請手数料	<u>6,700円</u>
48 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第1種大麻草採取栽培者名簿の登録の変更	第1種大麻草採取栽培者登録変更手数料	3,200円	48 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録の変更	大麻草採取栽培者登録変更手数料	3,200円
49 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく免許証の再交付	第1種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	3,200円	49 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく免許証の再交付	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	3,200円
50～211 (略)	(略)	(略)	50～211 (略)	(略)	(略)
6～9 (略)			6～9 (略)		

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（別表第5号の表の改正規定に限る。）の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和7年3月1日
- (3) 第1条（別表第6号の表の改正規定に限る。）の規定 令和7年3月24日
- (4) 第1条（第1号および第3号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和7年4月1日

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。
令和6年12月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第39号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（初任給調整手当） 第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>37万400円</u> (2) 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,600円</u> (3)・(4) （略） 2・3 （略） （寒冷地手当） 第12条 （略） 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) 世帯主である職員のうち扶養親族のある職員（扶養親族のある職員であつ	（初任給調整手当） 第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>36万9,500円</u> (2) 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,100円</u> (3)・(4) （略） 2・3 （略） （寒冷地手当） 第12条 （略） 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) 世帯主である職員のうち扶養親族のある職員（扶養親族のある職員であつ

て別表第6に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、前条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会が定めるものに限る。）およびこれに準ずるものとして人事委員会が定めるものを除く。）

1万9,800円

(2) 前号に掲げる職員以外の世帯主である職員 1万1,400円

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 8,200円

3 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4~7 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）、

て別表第6に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、前条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会が定めるものに限る。）およびこれに準ずるものとして人事委員会が定めるものを除く。）

1万7,800円

(2) 前号に掲げる職員以外の世帯主である職員 1万200円

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 7,360円

3 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4~7 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

<u>12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額</u> (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額</u> 3～6 （略）	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額 3～6 （略）
---	--

別表第1から別表第5の2までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の職 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	320,000	354,600	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	321,800	357,100	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	323,700	359,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	325,600	361,600	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	327,400	363,900	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	329,100	366,400	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	331,100	368,600	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	333,100	371,100	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	335,000	373,400	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	336,900	376,000	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	338,700	378,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	340,500	380,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	342,200	382,400	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	343,900	384,700	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	345,500	386,800	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	347,200	388,800	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	348,800	390,800	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	350,500	393,100	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	352,100	395,300	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	353,700	397,500	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	355,200	399,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	356,900	402,000	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	358,500	404,200	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	360,100	406,500	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	361,700	408,300	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	363,500	410,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	365,000	412,100	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	366,600	413,900	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	368,000	415,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	369,600	417,500	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	371,200	419,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	372,700	421,100	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	374,600	422,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	376,500	424,200	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	378,400	425,700	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	380,200	427,200	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	381,700	428,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	383,500	430,000	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	385,200	431,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	386,800	432,500	473,000	534,000

41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	388,500	433,700	473,500	534,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	389,900	435,000	474,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	391,300	436,300	474,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	392,700	437,500	474,700	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	394,100	438,700	475,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	395,300	439,500		
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	396,500	440,300		
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	397,500	441,100		
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	398,600	441,700		
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	399,800	442,300		
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	400,900	442,900		
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	402,000	443,500		
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	402,700	444,200		
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	403,400	445,000		
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	404,100	445,400		
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	404,800	446,100		
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	405,400	446,600		
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	406,000	447,000		
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	406,500	447,400		
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	406,900	447,800		
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	407,300	448,200		
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	407,500	448,600		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	407,800	449,000		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	408,100	449,300		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	408,400	449,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	408,700	450,000		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	409,000	450,300		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	409,300	450,600		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	409,500	450,900		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	409,800			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	410,100			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	410,400			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	410,600			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	410,900			
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	411,200			
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	411,500			
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	411,700			
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	412,000			
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	412,300			
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	412,500			
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	412,700			
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	413,000			
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	413,300			
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	413,500			

	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	413,700			
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	414,000			
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	414,300			
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	414,500			
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	414,700			
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	415,000			
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	415,300			
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	415,500			
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	415,700			
	94		299,400	347,400	386,600					
	95		299,700	347,800	387,000					
	96		300,100	348,200	387,400					
	97		300,300	348,400	387,700					
	98		300,600	348,800	388,200					
	99		301,000	349,200	388,600					
	100		301,400	349,500	389,000					
	101		301,600	349,800	389,300					
	102		301,900	350,200	389,800					
	103		302,200	350,600	390,200					
	104		302,500	351,000	390,600					
	105		302,700	351,500	390,900					
	106		303,000	351,900						
	107		303,300	352,300						
	108		303,600	352,700						
	109		303,800	353,200						
	110		304,200	353,600						
	111		304,600	353,900						
	112		304,900	354,200						
	113		305,100	354,700						
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

警 察 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	

別表第3(第3条関係)

ア 教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	407,300	480,500
	39	264,400	311,300	408,700	481,200
	40	265,700	313,000	410,000	481,900
	41	267,000	314,300	411,600	482,500
	42	268,000	316,200	413,000	483,200
	43	269,000	318,000	414,300	483,900
	44	269,900	319,700	415,700	484,600
	45	270,600	321,400	417,100	485,200
	46	271,400	323,300	418,400	485,900
	47	272,200	325,000	419,900	486,600
	48	273,000	326,700	421,400	487,300
	49	273,800	328,400	423,000	487,900
	50	274,600	330,200	424,400	
	51	275,300	332,000	426,000	
	52	276,100	333,700	427,500	
	53	276,900	335,400	429,200	
	54	277,700	336,700	430,700	

55	278,500	338,000	432,300
56	279,300	339,300	433,900
57	280,000	340,800	435,400
58	280,600	342,400	436,900
59	281,400	343,900	438,100
60	282,300	345,500	439,300
61	283,100	347,000	440,500
62	283,700	348,600	441,800
63	284,500	350,200	443,000
64	285,200	351,700	444,200
65	286,200	353,200	445,300
66	287,000	354,800	446,500
67	287,800	356,400	447,700
68	288,500	357,900	448,900
69	289,200	359,400	450,100
70	290,000	361,000	451,300
71	290,800	362,600	452,500
72	291,500	364,100	453,700
73	292,200	365,600	454,800
74	292,900	367,200	455,400
75	293,600	368,800	455,900
76	294,200	370,300	456,400
77	294,800	371,800	456,900
78	295,500	373,200	457,500
79	296,200	374,600	458,000
80	296,800	375,900	458,500
81	297,400	377,200	459,000
82	298,100	378,600	459,600
83	298,800	380,000	460,100
84	299,500	381,300	460,600
85	300,200	382,400	461,100
86	301,000	383,800	461,700
87	301,700	385,100	462,200
88	302,400	386,400	462,700
89	303,100	387,600	463,200
90	304,000	388,900	
91	304,800	390,000	
92	305,600	391,200	
93	306,100	392,400	
94	306,900	393,500	
95	307,700	394,700	
96	308,500	395,900	
97	309,200	397,300	
98	310,000	398,300	
99	310,800	399,300	
100	311,500	400,300	
101	312,300	401,200	
102	313,200	402,200	
103	314,100	403,300	
104	314,900	404,400	
105	315,500	405,100	
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	
113	320,400	411,600	
114	320,800	412,300	
115	321,300	413,000	
116	321,700	413,700	

	117	322,200	414,300		
	118	322,700	414,800		
	119	323,100	415,200		
	120	323,600	415,500		
	121	324,100	415,800		
	122	324,500	416,100		
	123	325,000	416,400		
	124	325,500	416,600		
	125	326,100	416,800		
	126	326,400	417,100		
	127	326,700	417,400		
	128	327,000	417,600		
	129	327,200	417,800		
	130	327,500	418,100		
	131	327,800	418,400		
	132	328,000	418,600		
	133	328,200	418,800		
	134	328,400	419,100		
	135	328,600	419,400		
	136	328,900	419,600		
	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400	422,100		
	147	331,700	422,400		
	148	332,000	422,600		
	149	332,200	422,800		
	150	332,400	423,100		
	151	332,700	423,400		
	152	333,000	423,600		
	153	333,200	423,800		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3(第3条関係)
イ 教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	380,600	455,800
	39	263,500	290,400	381,800	456,300
	40	264,700	292,200	382,900	456,800
	41	265,900	294,000	384,000	457,300
	42	267,000	295,900	385,200	457,800
	43	268,100	297,700	386,400	458,300
	44	269,200	299,400	387,500	458,800
	45	270,200	301,100	388,600	459,300
	46	271,000	302,900	389,800	459,800
	47	271,800	304,600	391,000	460,300
	48	272,600	306,200	392,200	460,800
	49	273,300	307,800	393,400	461,300
	50	274,100	309,500	394,700	
	51	274,800	311,300	395,900	
	52	275,500	313,000	397,100	
	53	276,300	314,300	398,300	
	54	277,100	316,200	399,600	
	55	277,900	318,000	400,600	
	56	278,600	319,700	401,700	

定 年 前
再 任 用
短 時 間
勤 務 員
職 以 外 の
職 員

別表第4(第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の 区 分	職 務 の 級 別 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	411,600
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	414,200
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	417,000
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	419,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	422,500
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	425,000
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	427,800
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	430,400
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	432,800
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	435,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	438,100
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	440,700
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	443,100
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	445,700
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	448,300
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	450,800
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	453,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	455,500
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	458,000
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	460,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	462,400
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	464,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	466,600
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	468,600
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	470,500
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	472,400
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	474,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	476,400
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	478,200
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	480,100
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	482,100
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	484,100
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	485,800
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	487,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	488,900
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	490,600
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	492,100
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	493,100
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	494,400
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,600

41	251,100	310,100	368,400	410,400	496,500
42	252,600	310,600	369,200	411,700	497,400
43	254,100	311,100	370,000	413,200	498,400
44	255,600	311,600	370,800	414,700	499,400
45	257,100	312,100	371,600	415,900	500,200
46	258,400	312,600	372,400	417,100	501,000
47	259,600	313,100	373,200	418,700	501,800
48	260,800	313,600	374,000	420,200	502,600
49	262,000	314,000	374,800	421,500	503,200
50	263,100	314,500	376,100	422,900	
51	264,200	315,000	377,400	424,300	
52	265,300	315,500	378,600	425,700	
53	266,400	315,900	379,300	427,100	
54	267,500	316,400	380,300	428,500	
55	268,500	316,800	381,100	429,900	
56	269,500	317,200	381,800	431,300	
57	270,500	317,600	382,500	432,400	
58	271,200	318,000	383,200	433,700	
59	271,800	318,400	383,900	435,100	
60	272,400	318,800	384,600	436,400	
61	273,000	319,200	385,200	437,200	
62	273,600	319,800	385,900	438,000	
63	274,200	320,400	386,700	438,900	
64	274,800	321,000	387,500	439,800	
65	275,400	321,500	388,100	440,600	
66	276,000	322,100	388,900	441,400	
67	276,600	322,700	389,600	442,000	
68	277,200	323,300	390,300	442,800	
69	277,800	323,800	390,900	443,200	
70	278,500	324,400	391,600	443,800	
71	279,200	325,000	392,300	444,300	
72	279,900	325,600	393,000	444,800	
73	280,500	326,100	393,700	445,300	
74	281,200	326,800	394,300	445,900	
75	281,900	327,500	394,900	446,400	
76	282,600	328,200	395,600	446,900	
77	283,200	328,900	396,300	447,400	
78	283,900	329,600	396,800	448,000	
79	284,600	330,300	397,400	448,500	
80	285,200	331,000	398,000	449,000	
81	285,800	331,700	398,500	449,500	
82	286,500	332,500	399,100	450,100	
83	287,200	333,200	399,700	450,600	
84	287,800	333,800	400,200	451,100	
85	288,400	334,300	400,700	451,600	
86	289,100	334,800	401,200	452,200	
87	289,800	335,200	401,700	452,700	
88	290,400	335,600	402,400	453,200	

	89	291,000	335,900	402,800	453,700	
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	386,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究
または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5(第3条関係)

ア 医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区 分	職務 の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200
	49	399,400	459,100	511,700	565,200
	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000
	52	400,900	464,000	515,600	567,900

	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
	55	402,200	468,000	519,200	570,500
	56	402,600	469,100	520,500	571,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
	61	404,600	473,500	524,800	575,700
	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	580,200
	67		477,500	529,400	581,100
	68		478,100	530,300	582,000
	69		478,400	531,200	582,900
	70		479,000	532,000	583,800
	71		479,700	532,900	584,700
	72		480,400	533,800	585,600
	73		480,800	534,600	586,500
	74		481,400	535,500	587,400
	75		482,100	536,400	588,300
	76		482,800	537,100	589,200
	77		483,200	537,900	590,100
	78		483,800	538,800	591,000
	79		484,400	539,700	591,900
	80		484,900	540,600	592,800
	81		485,400	541,400	593,700
	82		485,900	542,300	594,600
	83		486,400	543,200	595,500
	84		486,900	544,100	596,400
	85		487,300	544,900	597,300
	86		487,800	545,800	598,200
	87		488,200	546,700	599,100
	88		488,700	547,600	600,000
	89		489,200	548,400	600,900
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	基準給料月額		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円		円	円	円
	301,700		344,400	399,500	473,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5(第3条関係)

イ 医 療 職 給 料 表 (2)

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700

45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	411,900	
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	412,200	
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	412,500	
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	412,700	
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	413,000	
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	413,300	
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	413,600	
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	413,800	
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	414,100	
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	414,400	
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	414,700	
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	414,900	
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		
86		294,100	330,400	351,200			
87		294,300	330,600	351,500			
88		294,500	330,900	351,800			
89		294,900	331,300	352,200			
90		295,100	331,700	352,500			
91		295,300	332,000	352,800			
92		295,500	332,300	353,100			

93		295,900	332,600	353,500			
94		296,100	332,800	353,800			
95		296,300	333,200	354,100			
96		296,600	333,500	354,400			
97		296,900	333,700	354,700			
98		297,100	334,000	355,100			
99		297,300	334,300	355,500			
100		297,600	334,600	355,900			
101		297,900	334,800	356,400			
102		298,100	335,100	356,800			
103		298,300	335,400	357,200			
104		298,600	335,600	357,600			
105		298,900	335,800	358,100			
106			336,000				
107			336,400				
108			336,600				
109			336,800				
110			337,200				
111			337,600				
112			338,000				
113			338,200				
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400
							371,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5(第3条関係)

ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区 分	職 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 職 以 外 の 員	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
	53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000

57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	436,900	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	437,200	
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	437,500	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	437,900	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	438,300	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	438,600	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	438,900	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	439,300	
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
94	290,200	320,400	353,500	371,500			
95	290,800	321,100	354,100	371,900			
96	291,400	321,700	354,700	372,200			
97	292,000	322,200	355,100	372,800			
98	292,500	322,500	355,500	373,300			
99	293,000	323,100	356,000	373,800			
100	293,500	323,700	356,400	374,300			
101	294,000	324,100	356,900	374,900			
102	294,500	324,700	357,300	375,400			
103	295,000	325,300	357,800	375,900			
104	295,400	325,800	358,200	376,300			
105	295,800	326,200	358,500	376,900			
106	296,300	326,700	359,000	377,400			
107	296,800	327,200	359,400	377,900			
108	297,100	327,700	359,700	378,400			
109	297,300	328,100	360,100	379,000			
110	297,600	328,500	360,600	379,400			
111	297,800	328,800	361,100	379,900			
112	298,100	329,100	361,600	380,400			
113	298,400	329,400	362,100	381,000			
114	298,600	329,800	362,600				
115	298,900	330,100	363,100				
116	299,100	330,400	363,500				
117	299,400	330,600	363,900				
118	299,700	330,900	364,300				
119	300,000	331,200	364,800				
120	300,300	331,400	365,300				

	121	300,600	331,600	365,700				
	122	301,000	331,900	366,200				
	123	301,300	332,200	366,700				
	124	301,600	332,500	367,200				
	125	301,800	332,700	367,500				
	126	302,000	333,000					
	127	302,300	333,400					
	128	302,700	333,600					
	129	302,900	333,800					
	130	303,200	334,000					
	131	303,600	334,400					
	132	304,000	334,600					
	133	304,200	334,900					
	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153		310,000	342,300				
	154		310,200					
	155		310,400					
	156		310,700					
	157		311,000					
	158		311,300					
	159		311,600					
	160		311,900					
	161		312,300					
	162		312,600					
	163		312,900					
	164		313,200					
	165		313,600					
	166		313,900					
	167		314,200					
	168		314,500					
	169		314,900					
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5の2(第3条関係)

福 祉 職 給 料 表

職員の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	246,200	284,700	302,400	335,000	373,400
	2	201,300	248,300	285,500	303,700	336,900	376,000
	3	203,000	250,300	286,300	305,000	338,300	378,300
	4	204,700	252,300	287,100	306,200	340,500	380,500
	5	206,300	254,300	287,800	307,400	342,200	382,400
	6	207,900	255,900	288,800	309,000	343,900	384,700
	7	209,500	257,500	289,700	310,600	345,500	386,800
	8	211,100	258,800	290,600	312,200	347,200	388,800
	9	212,700	260,300	291,500	313,800	348,800	390,800
	10	214,500	261,500	292,400	315,500	350,500	393,100
	11	216,300	262,600	293,300	317,000	352,100	395,300
	12	217,400	263,700	294,200	318,500	353,700	397,500
	13	218,500	264,800	295,000	319,700	355,200	399,700
	14	219,700	265,900	296,000	321,100	356,900	402,000
	15	220,900	267,000	297,200	322,500	358,500	404,200
	16	222,000	268,100	298,300	323,900	360,100	406,500
	17	223,100	269,200	299,500	325,300	361,700	408,300
	18	224,100	270,100	300,600	326,800	363,500	410,200
	19	225,100	271,000	301,700	328,200	365,000	412,100
	20	226,100	271,800	302,800	329,600	366,600	413,900
	21	227,100	272,400	303,900	331,000	368,000	415,700
	22	228,500	273,100	305,000	332,600	369,600	417,500
	23	229,800	273,900	306,100	334,200	371,200	419,300
	24	231,100	274,600	307,100	335,700	372,700	421,100
	25	232,400	275,600	308,100	337,200	374,600	422,700
	26	233,700	276,500	309,100	338,800	376,500	424,200
	27	235,000	277,400	310,100	340,400	378,400	425,700
	28	236,200	278,300	311,100	341,900	380,200	427,200
	29	237,400	279,300	312,100	343,400	381,700	428,700
	30	238,400	280,200	313,100	344,900	383,500	430,000
	31	239,400	281,100	314,100	346,400	385,200	431,300
	32	240,400	282,000	315,100	347,900	386,800	432,500
	33	241,400	282,900	316,100	349,400	388,500	433,700
	34	242,400	283,700	317,200	351,000	389,900	435,000
	35	243,300	284,600	318,300	352,600	391,300	436,300
	36	244,200	285,500	319,400	354,100	392,700	437,500
	37	245,100	286,500	320,500	355,300	394,100	438,700
	38	246,000	287,500	321,600	356,800	395,300	439,500
	39	246,900	288,500	322,700	358,300	396,500	440,300
	40	247,700	289,400	323,800	359,800	397,500	441,100
	41	248,500	290,300	324,800	361,200	398,600	441,700
	42	249,100	291,300	325,900	362,700	399,800	442,300
	43	249,700	292,300	327,000	364,200	400,900	442,900
	44	250,300	293,200	328,000	365,700	402,000	443,500
	45	250,800	294,100	329,000	367,100	402,700	444,200
	46	251,300	295,100	329,900	368,500	403,400	445,000
	47	251,800	296,100	330,800	369,900	404,100	445,400
	48	252,300	297,000	331,700	371,300	404,800	446,100
	49	252,800	297,900	332,600	372,300	405,400	446,600
	50	253,400	298,800	333,300	373,400	406,000	447,000
	51	253,900	299,700	333,900	374,300	406,500	447,400
	52	254,400	300,600	334,500	375,400	406,900	447,800

		53	254,800	301,400	335,100	376,100	407,300	448,200			111	276,200	332,900				
		54	255,300	302,300	335,800	376,700	407,500	448,600			112	276,400	333,200				
		55	255,800	303,200	336,400	377,400	407,800	449,000			113	276,700	333,500				
		56	256,300	304,000	337,000	378,200	408,100	449,300			114	277,000	333,900				
		57	256,800	304,900	337,600	379,000	408,400	449,600			115	277,300	334,200				
		58	257,200	305,900	338,100	379,700	408,700	450,000			116	277,700	334,400				
		59	257,600	306,900	338,600	380,500	409,000	450,300			117	278,000	334,600				
		60	258,000	307,800	339,100	381,200	409,300	450,600			118	278,300	334,900				
		61	258,400	308,700	339,500	382,000	409,500	450,900			119	278,600	335,200				
		62	258,800	309,700	339,700	382,700	409,800			120	279,000	335,500					
		63	259,200	310,600	340,200	383,400	410,100			121	279,200	335,700					
		64	259,600	311,500	340,700	384,000	410,400			122	279,400						
		65	260,000	312,400	341,000	384,300	410,600			123	279,800						
		66	260,400	313,300	341,400	384,900	410,900			124	280,100						
		67	260,800	314,200	341,900	385,500	411,200			125	280,300						
		68	261,200	315,000	342,300	386,200	411,500			126	280,600						
		69	261,600	315,700	342,700	386,600	411,700			127	281,000						
		70	262,000	316,600	343,200	387,300	412,000			128	281,400						
		71	262,400	317,400	343,600	387,900	412,300			129	281,600						
		72	262,800	318,200	344,100	388,500	412,500			130	282,000						
		73	263,200	319,000	344,300	388,900	412,700			131	282,400						
		74	263,600	319,500	344,800	389,400	413,000			132	282,700						
		75	264,000	320,000	345,300	390,000	413,300			133	282,900						
		76	264,400	320,500	345,700	390,500	413,500			134	283,200						
		77	264,800	321,000	346,000	390,900	413,700			135	283,600						
		78	265,200	321,600	346,400	391,400				136	283,900						
		79	265,600	322,100	346,900	391,900				137	284,100						
		80	265,900	322,600	347,300	392,400				138	284,400						
		81	266,200	322,900	347,500	392,900				139	284,700						
		82	266,600	323,200	347,800	393,300				140	285,000						
		83	267,000	323,700	348,200	393,700				141	285,200						
		84	267,300	324,000	348,600	394,100				142	285,400						
		85	267,600	324,300	348,900	394,300				143	285,600						
		86	268,000	324,600	349,200	394,500				144	285,900						
		87	268,400	324,900	349,600	394,800				145	286,300						
		88	268,700	325,200	350,000	395,100				146	286,500						
		89	269,000	325,600	350,300	395,300				147	286,800						
		90	269,400	326,000	350,700	395,600				148	287,100						
		91	269,800	326,300	351,100	395,900				149	287,400						
		92	270,100	326,500	351,300	396,100				150	287,600						
		93	270,400	327,000	351,600	396,300				151	287,900						
		94	270,800	327,400		396,600				152	288,100						
		95	271,200	327,600		396,900				153	288,400						
		96	271,500	328,000		397,100											
		97	271,800	328,400		397,300											
		98	272,200	328,800		397,600											
		99	272,600	329,200		397,900											
		100	272,900	329,500		398,100											
		101	273,200	329,700		398,300											
		102	273,600	330,000													
		103	274,000	330,300													
		104	274,300	330,600													
		105	274,500	331,000													
		106	274,700	331,200													
		107	275,000	331,500													
		108	275,300	331,900													
		109	275,600	332,300													
		110	275,900	332,600													
定年前 再任用 短時間 勤務 職員			基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額									
			円	円	円	円	円	円									
			205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700									

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）</u>に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行9級職員等」という。）に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 3 扶養手当の月額、<u>扶養親族たる父母等</u>については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、<u>前項第1号</u>に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>1万3,000円</u>とする。 4 (略) 第10条 新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に<u>扶養親族たる父母等</u>がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行9級職員等に<u>扶養親族たる父母等</u>たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。） (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または<u>前条第2項第2号</u>もしくは<u>第4号</u>に該当する扶養親族が、満22歳に達し	(扶養手当) 第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）</u>に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行9級職員等」という。）に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) 3 扶養手当の月額、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、<u>前項第2号</u>に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>1万円</u>とする。 4 (略) 第10条 新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行9級職員等に<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。） (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または<u>前条第2項第3号</u>もしくは<u>第5号</u>に該当する扶養親族が、満22歳に達し

た日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合および行9級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号または第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族たる父母等および扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等および行9級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものおよび扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものが行9級職員等となった場合

た日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合および行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号または第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等および扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等および行9級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものおよび扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものが行9級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等および行9級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(7) (略)
(地域手当)

第10条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 3級地 $\frac{100分の12}{100}$
- (4) 4級地 $\frac{100分の8}{100}$
- (5) 5級地 $\frac{100分の4}{100}$

3 (略)

(住居手当)

第10条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第11条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)
(通勤手当)

第11条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等および行9級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(7) (略)
(地域手当)

第10条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 3級地 $\frac{100分の15}{100}$
- (4) 4級地 $\frac{100分の12}{100}$
- (5) 5級地 $\frac{100分の10}{100}$
- (6) 6級地 $\frac{100分の6}{100}$
- (7) 7級地 $\frac{100分の3}{100}$

3 (略)

(住居手当)

第10条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第11条の2第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)
(通勤手当)

第11条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、運賃等相当額と5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額および前号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）

3 (略)

4 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）

通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）との差額の2分の1を当該5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額に加算した額）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額および前号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額と5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額の2分の1を当該5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額に加算した額）、第1号に定める額または前号に定める額

3 (略)

4 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額

(2) (略)
5～9 (略)

(寒冷地手当)

第12条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（常時勤務に服する職員に限り、人事委員会が定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

- (1) (略)
(2) 別表第6に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷および積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会が定めるものに在勤する職員

2・3 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 (略)

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) (略)
(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務の場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

4 (略)

(特定職員についての適用除外)

第20条 (略)

2 第8条の2から第10条までおよび第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) (略)
5～9 (略)

(寒冷地手当)

第12条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（常時勤務に服する職員に限り、人事委員会が定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

- (1) (略)
(2) 別表第6に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷および積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会が定めるものに在勤する職員であって同表に掲げる地域または人事委員会が定める区域に居住するもの

2・3 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 (略)

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) (略)
(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 (略)

(特定職員についての適用除外)

第20条 (略)

2 第8条の2から第10条まで、第10条の3、第10条の5、第12条から第12条の3までおよび第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3・4 (略)
(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3・4 (略)
(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～6 （略）

附 則

1～15 （略）

16 県内に所在する公署に在勤する職員には、当分の間、第10条の2の規定にかかわらず、給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額に100分の1.0を乗じて得た月額の地域手当を支給する。この場合における第10条の3の規定の適用については、同条中「前条の規定により」とあるのは「前条または附則第16項の規定により」と、「前条の規定にかかわらず」とあるのは「前条または同項の規定にかかわらず」とする。

17～34 （略）

3～6 （略）

附 則

1～15 （略）

16 県内に所在する公署に在勤する職員には、当分の間、第10条の2の規定にかかわらず、給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額に100分の1.4を乗じて得た月額の地域手当を支給する。この場合における第10条の3の規定の適用については、同条中「前条の規定により」とあるのは「前条または附則第16項の規定により」と、「前条の規定にかかわらず」とあるのは「前条または同項の規定にかかわらず」とする。

17～34 （略）

別表第1から別表第5の2までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	342,200	390,800	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	343,900	393,100	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	345,500	395,300	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	347,200	397,500	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	348,800	399,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	350,500	402,000	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	352,100	404,200	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	353,700	406,500	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	355,200	408,300	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	356,900	410,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	358,500	412,100		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	360,100	413,900		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	361,700	415,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	363,500	417,500		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	365,000	419,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	366,600	421,100		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	368,000	422,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	369,600	424,200		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	371,200	425,700		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	372,700	427,200		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	374,600	428,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	376,500	430,000		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	378,400	431,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	380,200	432,500		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	381,700	433,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	383,500	435,000		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	385,200	436,300		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	386,800	437,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	388,500	438,700		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	389,900	439,500		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	391,300	440,300		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	392,700	441,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	394,100	441,700		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	395,300	442,300		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	396,500	442,900		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	397,500	443,500		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	398,600	444,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	399,800	445,000		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	400,900	445,400		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	402,000	446,100		

41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	402,700	446,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	403,400	447,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	404,100	447,400			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	404,800	447,800			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	405,400	448,200			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	406,000	448,600			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	406,500	449,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	406,900	449,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	407,300	449,600			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	407,500	450,000			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	407,800	450,300			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	408,100	450,600			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	408,400	450,900			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	408,700				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	409,000				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	409,300				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	409,500				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	409,800				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	410,100				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	410,400				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	410,600				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	410,900				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	411,200				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	411,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	411,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	412,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	412,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	412,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	412,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	413,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	413,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	413,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	413,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	414,000				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	414,300				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	414,500				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	414,700				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	415,000				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	415,300				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	415,500				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	415,700				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000	386,600						

	87	256,300	297,400	346,400	387,000					
	88	256,600	297,700	346,800	387,400					
	89	256,900	298,000	347,000	387,700					
	90	257,200	298,300	347,400	388,200					
	91	257,500	298,600	347,800	388,600					
	92	257,800	299,000	348,200	389,000					
	93	258,100	299,200	348,400	389,300					
	94		299,400	348,800	389,800					
	95		299,700	349,200	390,200					
	96		300,100	349,500	390,600					
	97		300,300	349,800	390,900					
	98		300,600	350,200						
	99		301,000	350,600						
	100		301,400	351,000						
	101		301,600	351,500						
	102		301,900	351,900						
	103		302,200	352,300						
	104		302,500	352,700						
	105		302,700	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,300	353,900						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額 円 192,000	基準給料月額 円 219,500	基準給料月額 円 260,000	基準給料月額 円 279,700	基準給料月額 円 294,900	基準給料月額 円 320,600	基準給料月額 円 362,700	基準給料月額 円 396,200	基準給料月額 円 448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

警 察 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職 員	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500		
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800		

	103	316,500	340,800	367,200	395,700					
	104	317,400	341,900	368,300	396,000					
	105	318,200	343,000	369,500	396,300					
	106	318,800	344,100	370,000	396,800					
	107	319,400	345,100	370,600	397,300					
	108	320,000	346,100	371,200	397,800					
	109	320,500	347,300	371,800	398,100					
	110	321,000	348,300	372,300	398,600					
	111	321,400	349,300	372,700	399,100					
	112	321,900	350,200	373,200	399,600					
	113	322,700	351,100	373,600	399,900					
	114	323,400	352,000	374,000	400,400					
	115	324,100	353,000	374,500	400,900					
	116	324,700	354,000	375,000	401,400					
	117	325,300	355,000	375,400	401,800					
	118	326,000	355,400	375,900	402,300					
	119	326,700	356,000	376,500	402,700					
	120	327,500	356,600	377,000	403,200					
	121	328,100	356,900	377,200	403,600					
	122	328,400	357,300	377,700	404,100					
	123	328,900	357,700	378,200	404,500					
	124	329,400	358,100	378,600	405,000					
	125	329,700	358,500	379,100	405,400					
	126		358,900	379,600						
	127		359,300	380,100						
	128		359,700	380,600						
	129		360,100	380,900						
	130			381,400						
	131			381,900						
	132			382,400						
	133			382,700						
	134			383,200						
	135			383,600						
	136			384,000						
	137			384,300						
	138			384,800						
	139			385,300						
	140			385,800						
	141			386,100						
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

61 令和6年12月26日(木) 福井県報号外第72号

別表第3(第3条関係)

ア 教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 職 外 の 職 員	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	407,300	480,500
	23	244,500	282,500	408,700	481,200
	24	245,800	284,600	410,000	481,900
	25	247,000	286,600	411,600	482,500
	26	248,200	288,500	413,000	483,200
	27	249,400	290,400	414,300	483,900
	28	250,600	292,200	415,700	484,600
	29	251,700	294,000	417,100	485,200
	30	252,900	295,900	418,400	485,900
	31	254,100	297,700	419,900	486,600
	32	255,300	299,400	421,400	487,300
	33	256,400	301,100	423,000	487,900
	34	257,700	302,900	424,400	
	35	259,000	304,600	426,000	
	36	260,300	306,200	427,500	
	37	261,700	307,800	429,200	
	38	263,100	309,500	430,700	
	39	264,400	311,300	432,300	
	40	265,700	313,000	433,900	
	41	267,000	314,300	435,400	
	42	268,000	316,200	436,900	
	43	269,000	318,000	438,100	
	44	269,900	319,700	439,300	
	45	270,600	321,400	440,500	
	46	271,400	323,300	441,800	
	47	272,200	325,000	443,000	
	48	273,000	326,700	444,200	
	49	273,800	328,400	445,300	
	50	274,600	330,200	446,500	
	51	275,300	332,000	447,700	
	52	276,100	333,700	448,900	
	53	276,900	335,400	450,100	
	54	277,700	336,700	451,300	
	55	278,500	338,000	452,500	
	56	279,300	339,300	453,700	

57	280,000	340,800	454,800
58	280,600	342,400	455,400
59	281,400	343,900	455,900
60	282,300	345,500	456,400
61	283,100	347,000	456,900
62	283,700	348,600	457,500
63	284,500	350,200	458,000
64	285,200	351,700	458,500
65	286,200	353,200	459,000
66	287,000	354,800	459,600
67	287,800	356,400	460,100
68	288,500	357,900	460,600
69	289,200	359,400	461,100
70	290,000	361,000	461,700
71	290,800	362,600	462,200
72	291,500	364,100	462,700
73	292,200	365,600	463,200
74	292,900	367,200	
75	293,600	368,800	
76	294,200	370,300	
77	294,800	371,800	
78	295,500	373,200	
79	296,200	374,600	
80	296,800	375,900	
81	297,400	377,200	
82	298,100	378,600	
83	298,800	380,000	
84	299,500	381,300	
85	300,200	382,400	
86	301,000	383,800	
87	301,700	385,100	
88	302,400	386,400	
89	303,100	387,600	
90	304,000	388,900	
91	304,800	390,000	
92	305,600	391,200	
93	306,100	392,400	
94	306,900	393,500	
95	307,700	394,700	
96	308,500	395,900	
97	309,200	397,300	
98	310,000	398,300	
99	310,800	399,300	
100	311,500	400,300	
101	312,300	401,200	
102	313,200	402,200	
103	314,100	403,300	
104	314,900	404,400	
105	315,500	405,100	
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	
113	320,400	411,600	
114	320,800	412,300	
115	321,300	413,000	
116	321,700	413,700	
117	322,200	414,300	
118	322,700	414,800	

	119	323,100	415,200		
	120	323,600	415,500		
	121	324,100	415,800		
	122	324,500	416,100		
	123	325,000	416,400		
	124	325,500	416,600		
	125	326,100	416,800		
	126	326,400	417,100		
	127	326,700	417,400		
	128	327,000	417,600		
	129	327,200	417,800		
	130	327,500	418,100		
	131	327,800	418,400		
	132	328,000	418,600		
	133	328,200	418,800		
	134	328,400	419,100		
	135	328,600	419,400		
	136	328,900	419,600		
	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400	422,100		
	147	331,700	422,400		
	148	332,000	422,600		
	149	332,200	422,800		
	150	332,400	423,100		
	151	332,700	423,400		
	152	333,000	423,600		
	153	333,200	423,800		
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3(第3条関係)
イ 教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 職 外 の 職 員	1	199,900 円	220,700 円	348,700 円	435,700 円
	2	202,200	223,100	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	379,400	457,300
	26	248,100	264,000	380,600	457,800
	27	249,200	265,800	381,800	458,300
	28	250,300	267,600	382,900	458,800
	29	251,500	269,300	384,000	459,300
	30	252,800	271,500	385,200	459,800
	31	254,000	273,700	386,400	460,300
	32	255,200	275,900	387,500	460,800
	33	256,300	278,100	388,600	461,300
	34	257,500	280,300	389,800	
	35	258,700	282,500	391,000	
	36	259,900	284,600	392,200	
	37	261,100	286,600	393,400	
	38	262,300	288,500	394,700	
	39	263,500	290,400	395,900	
	40	264,700	292,200	397,100	
	41	265,900	294,000	398,300	
	42	267,000	295,900	399,600	
	43	268,100	297,700	400,600	
	44	269,200	299,400	401,700	
	45	270,200	301,100	402,900	
	46	271,000	302,900	404,100	
	47	271,800	304,600	405,300	
	48	272,600	306,200	406,500	
	49	273,300	307,800	407,600	
	50	274,100	309,500	408,600	
	51	274,800	311,300	409,900	
	52	275,500	313,000	411,100	
	53	276,300	314,300	412,300	
	54	277,100	316,200	413,400	
	55	277,900	318,000	414,500	
	56	278,600	319,700	415,600	

		57	279,300	321,400	416,600				121	310,500	397,400		
		58	280,100	323,300	417,800				122	310,700	398,100		
		59	280,900	325,000	419,000				123	310,900	398,800		
		60	281,600	326,700	420,200				124	311,200	399,400		
		61	282,200	328,400	420,800				125	311,500	400,000		
		62	282,900	330,200	421,600				126		400,700		
		63	283,600	332,000	422,300				127		401,200		
		64	284,200	333,700	422,800				128		401,800		
		65	284,900	335,400	423,100				129		402,400		
		66	285,600	336,700	423,400				130		403,000		
		67	286,300	338,000	423,800				131		403,500		
		68	287,000	339,300	424,200				132		404,000		
		69	287,700	340,800	424,500				133		404,300		
		70	288,500	342,300	424,900				134		404,600		
		71	289,200	343,800	425,200				135		404,900		
		72	289,900	345,300	425,500				136		405,200		
		73	290,400	346,700	425,800				137		405,500		
		74	291,100	348,200	426,200				138		405,800		
		75	291,800	349,700	426,500				139		406,100		
		76	292,400	351,200	426,800				140		406,400		
		77	293,000	352,600	427,100				141		406,700		
		78	293,700	354,100	427,400				142		407,000		
		79	294,300	355,600	427,700				143		407,300		
		80	294,900	357,100	427,900				144		407,600		
		81	295,500	358,500	428,100				145		407,800		
		82	296,100	359,800	428,400				146		408,100		
		83	296,700	361,100	428,700				147		408,400		
		84	297,300	362,300	428,900				148		408,600		
		85	297,800	363,500	429,100				149		408,800		
		86	298,300	364,700	429,400				150		409,100		
		87	298,800	365,900	429,700				151		409,400		
		88	299,300	367,000	429,900				152		409,600		
		89	299,700	368,100	430,100				153		409,800		
		90	300,300	369,200	430,400				154		410,100		
		91	300,800	370,300	430,700				155		410,400		
		92	301,300	371,400	430,900				156		410,600		
		93	301,600	372,500	431,100				157		410,800		
		94	302,100	373,700					158		411,100		
		95	302,600	374,800					159		411,400		
		96	303,000	375,900					160		411,600		
		97	303,400	376,900					161		411,800		
		98	303,900	377,900					162		412,100		
		99	304,400	378,800					163		412,400		
		100	304,800	379,700					164		412,600		
		101	305,200	380,500					165		412,800		
		102	305,600	381,500									
		103	306,000	382,400									
		104	306,300	383,300									
		105	306,500	384,100									
		106	306,800	385,000									
		107	307,100	385,900									
		108	307,300	386,800									
		109	307,500	387,600									
		110	307,700	388,600									
		111	308,000	389,500									
		112	308,300	390,400									
		113	308,500	391,000									
		114	308,700	391,900									
		115	308,900	392,800									
		116	309,200	393,700									
		117	309,500	394,500									
		118	309,700	395,200									
		119	310,000	396,000									
		120	310,300	396,800									

定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		229,700	276,000	330,000	411,900

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、
教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの
給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	460,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	468,600
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	476,400
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	484,100
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	490,600
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,600
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	500,200
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	503,200
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	505,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	507,700
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	

41	251,100	310,100	374,800	432,400
42	252,600	310,600	376,100	433,700
43	254,100	311,100	377,400	435,100
44	255,600	311,600	378,600	436,400
45	257,100	312,100	379,300	437,200
46	258,400	312,600	380,300	438,000
47	259,600	313,100	381,100	438,900
48	260,800	313,600	381,800	439,800
49	262,000	314,000	382,500	440,600
50	263,100	314,500	383,200	441,400
51	264,200	315,000	383,900	442,000
52	265,300	315,500	384,600	442,800
53	266,400	315,900	385,200	443,200
54	267,500	316,400	385,900	443,800
55	268,500	316,800	386,700	444,300
56	269,500	317,200	387,500	444,800
57	270,500	317,600	388,100	445,300
58	271,200	318,000	388,900	445,900
59	271,800	318,400	389,600	446,400
60	272,400	318,800	390,300	446,900
61	273,000	319,200	390,900	447,400
62	273,600	319,800	391,600	448,000
63	274,200	320,400	392,300	448,500
64	274,800	321,000	393,000	449,000
65	275,400	321,500	393,700	449,500
66	276,000	322,100	394,300	450,100
67	276,600	322,700	394,900	450,600
68	277,200	323,300	395,600	451,100
69	277,800	323,800	396,300	451,600
70	278,500	324,400	396,800	452,200
71	279,200	325,000	397,400	452,700
72	279,900	325,600	398,000	453,200
73	280,500	326,100	398,500	453,700
74	281,200	326,800	399,100	
75	281,900	327,500	399,700	
76	282,600	328,200	400,200	
77	283,200	328,900	400,700	
78	283,900	329,600	401,200	
79	284,600	330,300	401,700	
80	285,200	331,000	402,400	
81	285,800	331,700	402,800	
82	286,500	332,500		
83	287,200	333,200		
84	287,800	333,800		
85	288,400	334,300		
86	289,100	334,800		
87	289,800	335,200		
88	290,400	335,600		

	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	386,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究
または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5(第3条関係)

ア 医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	582,000
	9	314,100	419,000	469,500	585,600
	10	317,600	420,500	471,300	589,200
	11	321,000	422,000	473,100	592,800
	12	324,400	423,500	474,900	596,400
	13	327,800	424,900	476,700	600,000
	14	331,300	426,400	478,500	603,000
	15	334,700	427,900	480,300	605,500
	16	338,100	429,300	482,100	607,800
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	

	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員	基準給料月額		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円		円	円	円
	301,700		344,400	399,500	473,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

イ 医 療 職 給 料 表（2）

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
定年前	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
再任用	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
短時間	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
勤務	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
職員	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
以外の	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
職員	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200

	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500			79	255,100	292,200	329,000	350,100			
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800			80	255,300	292,500	329,500	350,400			
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400				81	255,500	292,800	330,000	350,900			
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700				82	255,800	293,100	330,400	351,200			
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000				83	256,100	293,400	330,600	351,500			
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300				84	256,300	293,700	330,900	351,800			
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600				85	256,500	293,900	331,300	352,200			
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900				86		294,100	331,700	352,500			
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200				87		294,300	332,000	352,800			
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400				88		294,500	332,300	353,100			
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700				89		294,900	332,600	353,500			
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000				90		295,100	332,800	353,800			
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300				91		295,300	333,200	354,100			
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500				92		295,500	333,500	354,400			
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800				93		295,900	333,700	354,700			
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100				94		296,100	334,000	355,100			
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400				95		296,300	334,300	355,500			
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600				96		296,600	334,600	355,900			
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	411,900				97		296,900	334,800	356,400			
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	412,200				98		297,100	335,100	356,800			
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	412,500				99		297,300	335,400	357,200			
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	412,700				100		297,600	335,600	357,600			
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	413,000				101		297,900	335,800	358,100			
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	413,300				102		298,100	336,000				
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	413,600				103		298,300	336,400				
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	413,800				104		298,600	336,600				
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	414,100				105		298,900	336,800				
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	414,400				106			337,200				
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	414,700				107			337,600				
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	414,900				108			338,000				
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400					109			338,200				
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000												
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600												
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100												
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600												
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100												
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600												
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900												
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400												
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800												
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200												
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600												
	78	254,800	291,900	328,600	349,900													

定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5(第3条関係)

ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定 年 前 再 任 用 勤 務 員 以 外 の 職 員	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	

57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	436,900	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	437,200	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	437,500	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	437,900	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	438,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	438,600	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	438,900	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	439,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			
90	288,100	316,900	353,500	371,500			
91	288,600	317,900	354,100	371,900			
92	289,100	318,900	354,700	372,200			
93	289,600	319,700	355,100	372,800			
94	290,200	320,400	355,500	373,300			
95	290,800	321,100	356,000	373,800			
96	291,400	321,700	356,400	374,300			
97	292,000	322,200	356,900	374,900			
98	292,500	322,500	357,300	375,400			
99	293,000	323,100	357,800	375,900			
100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600				
111	297,800	328,800	363,100				
112	298,100	329,100	363,500				
113	298,400	329,400	363,900				
114	298,600	329,800	364,300				
115	298,900	330,100	364,800				
116	299,100	330,400	365,300				
117	299,400	330,600	365,700				
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				

	121	300,600	331,600	367,500				
	122	301,000	331,900					
	123	301,300	332,200					
	124	301,600	332,500					
	125	301,800	332,700					
	126	302,000	333,000					
	127	302,300	333,400					
	128	302,700	333,600					
	129	302,900	333,800					
	130	303,200	334,000					
	131	303,600	334,400					
	132	304,000	334,600					
	133	304,200	334,900					
	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5の2(第3条関係)

福祉職給料表

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200	408,300
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900	410,200
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500	412,100
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100	413,900
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700	415,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500	417,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000	419,300
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600	421,100
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000	422,700
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600	424,200
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200	425,700
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700	427,200
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600	428,700
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500	430,000
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400	431,300
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200	432,500
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700	433,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500	435,000
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200	436,300
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800	437,500
	21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500	438,700
	22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900	439,500
	23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300	440,300
	24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700	441,100
	25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100	441,700
	26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300	442,300
	27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500	442,900
	28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500	443,500
	29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600	444,200
	30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800	445,000
	31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900	445,400
	32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000	446,100
	33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700	446,600
	34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400	447,000
	35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100	447,400
	36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800	447,800
	37	245,100	290,300	324,800	367,100	405,400	448,200
	38	246,000	291,300	325,900	368,500	406,000	448,600
	39	246,900	292,300	327,000	369,900	406,500	449,000
	40	247,700	293,200	328,000	371,300	406,900	449,300
	41	248,500	294,100	329,000	372,300	407,300	449,600
	42	249,100	295,100	329,900	373,400	407,500	450,000
	43	249,700	296,100	330,800	374,300	407,800	450,300
	44	250,300	297,000	331,700	375,400	408,100	450,600
	45	250,800	297,900	332,600	376,100	408,400	450,900
	46	251,300	298,800	333,300	376,700	408,700	
	47	251,800	299,700	333,900	377,400	409,000	
	48	252,300	300,600	334,500	378,200	409,300	
	49	252,800	301,400	335,100	379,000	409,500	
	50	253,400	302,300	335,800	379,700	409,800	
	51	253,900	303,200	336,400	380,500	410,100	
	52	254,400	304,000	337,000	381,200	410,400	

71 令和6年12月26日(木) 福井県報号外第72号

(福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第3条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成14年福井県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)

第6条 （略）
 2 （略）
 3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

第6条 （略）
 2 （略）
 3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

第4条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第6条 （略） 2 （略） 3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中<u>「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。</u>	（給与条例の適用除外等） 第6条 （略） 2 （略） 3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中<u>「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、</u><u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u>

（福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正）

第5条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項および第21条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u>	(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項および第21条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

第6条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 (略) 2・3 (略) <u>4 第2項の規定による号給の決定および第3項の規定による給料月額</u>の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第8条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下この条において「給与条例」という。）第3条、第4条、第4条の2、第7条から第10条まで、第10条の5および第22条の5の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項、<u>第21条第2項および第22条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 (略) 2・3 (略) <u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額</u>の決定および<u>前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u>予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第8条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下この条において「給与条例」という。）第3条、第4条、第4条の2、第7条から第10条まで、第10条の5、<u>第22条</u>および第22条の5の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項および<u>第21条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員

適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

（特定任期付企業職員の給与に関する特例）

第9条 （略）

および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

（特定任期付企業職員の給与に関する特例）

第9条 （略）

2 特定任期付企業職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

（福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正）

第7条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第2条の2 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 3 （略） （知事等の給与および旅費） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 5・6 （略）	（期末手当） 第2条の2 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。 3 （略） （知事等の給与および旅費） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。 5・6 （略）

第8条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第2条の2 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 3 (略) (知事等の給与および旅費) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 5・6 (略)	(期末手当) 第2条の2 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 3 (略) (知事等の給与および旅費) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 5・6 (略)

(福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第9条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和46年福井県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当、通勤手当および寒冷地手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 3 (略)	(期末手当、通勤手当および寒冷地手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 3 (略)

第10条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)

第3条 (略)

2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

3 (略)

(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)

第3条 (略)

2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

3 (略)

(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第11条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年福井県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第6条 (略) 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (住居手当) 第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第7条の2第1項または第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者が指定する住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの (管理職員特別勤務手当) 第14条の2 (略) 2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの	(扶養手当) 第6条 (略) 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (住居手当) 第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第7条の2第1項または第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が指定する住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの (管理職員特別勤務手当) 第14条の2 (略) 2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつ

間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (特定職員についての適用除外) 第21条の2 第5条、第6条および第18条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。 2 (略)	て正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (特定職員についての適用除外) 第21条の2 第5条、第6条、<u>第6条の3</u>、第9条、<u>第10条</u>および第18条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。 2 (略)
---	--

(福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年福井県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第12条 (略) 2～7 (略) 8 福井県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第4項、第8項および第10項から第12項まで、第8条の2から第10条までならびに第23条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 9 (略)	附 則 (福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第12条 (略) 2～7 (略) 8 福井県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第4項、第8項および第10項から第12項まで、第8条の2から第10条まで、<u>第10条の3</u>、<u>第10条の5</u>、<u>第12条から第12条の3</u>までならびに第23条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 9 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第11条および第12条ならびに附則第4項から第6項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定および第5条の規定による改正後の福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から、第7条の規定による改正後の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定および第9条の規定による改正後の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例または改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の福井県一般職の任期付職員の採用および

給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第9条の規定による改正前の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の特別職給与条例の規定による給与または改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和8年3月31日までの間における配偶者に係る扶養手当に関する特例）

4 第2条による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）第9条第1項の規定による扶養手当の支給（同条第2項第1号に規定する配偶者に係る扶養手当の支給に限る。）については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。この場合において、改正前の給与条例第9条第1項中「に対しては、支給しない」とあるのは「ならびに第3項に規定する行8級職員等に対しては、支給しない」と、同条第3項中「6, 500円」とあるのは「3, 000円」とする。

5 第11条による改正前の福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例第6条第1項の規定による扶養手当の支給（同条第2項第1号に規定する配偶者に係る扶養手当の支給に限る。）については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。

（令和8年3月31日までの間における子に係る扶養手当に関する特例）

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における福井県一般職の職員等の給与に関する条例第9条第3項の規定の適用については、同項中「1万3, 000円」とあるのは「1万1, 500円」とする。

（人事委員会規則への委任）

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（福井県一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の一部改正）

8 福井県一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年福井県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の特例） 第8条 （略） <u>2</u> （略）	（福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の特例） 第8条 （略） <u>2 特例期間においては、任期付職員条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から給料月額に福井県一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年福井県条例第35号）第8条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。</u> <u>3</u> （略）

福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例を公布する。

令和6年12月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第40号

福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例
（設置）

第1条 ふるさとの美しい自然環境のもとでの野外レクリエーション活動の場を県民に提供し、もって県民のゆとりある生活の実現に寄与するため、福井県六呂師高原キャンプ場（

以下「キャンプ場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 キャンプ場は、大野市に置く。

(業務)

第3条 キャンプ場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) キャンプその他の野外レクリエーション活動を行うために必要な施設および設備の提供
- (2) キャンプその他の野外レクリエーション活動に関する情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定するキャンプ場の設置の目的（以下「設置目的」という。）にふさわしい業務（指定管理者による管理）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、キャンプ場の管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、キャンプ場の管理上特別の事由がある場合として規則で定める場合にあっては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。

(指定管理者の指定の基準)

第5条 知事は、前条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち設置目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) キャンプ場の効用を最大限に発揮するとともに管理の経費の縮減が図られるものであること。
- (3) キャンプ場の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして規則で定める基準

(指定の公示等)

第6条 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、または管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じたときも同様とする。

2 指定管理者は、その名称または主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者が行うキャンプ場の管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
- (2) 利用料金（第12条第1項に規定する利用料金をいう。以下この号において同じ。）の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務
- (3) キャンプ場の維持管理に関する業務
- (4) 第3条第2号に掲げる業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理に関し知事が必要と認める業務

(利用期間)

第8条 キャンプ場の施設または設備（以下「施設等」という。）を利用することができる期間（次項において「利用期間」という。）は、年度ごとに知事が定める。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て利用期間を変更することができる。

(利用の許可)

第9条 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用の申請をし、その許可を受けなければならない。

2 前項の利用の申請を受けた指定管理者は、当該施設の利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該施設の利用の許可をしなければならない。

- (1) 著しく長期間にわたる利用となり、他の者の利用を妨げるおそれがある場合
- (2) 第16条に規定する禁止行為に該当するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理上支障があると認められる場合

3 指定管理者は、第1項の許可にキャンプ場の管理上必要な限度において条件を付することができる。

(利用者の遵守事項)

第10条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設を当該許可に係る利用の目的以外の目的に利用しないこと。
- (2) 当該許可を受けた施設を転貸し、または当該許可に基づく権利を譲渡しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理上支障がある行為をしないこと。

2 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに、当該施設等を原状に復さなければならない。

(施設等の損傷または滅失の届出)

第11条 施設等を損傷し、または滅失させた者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(利用料金)

第12条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表の右欄に定める限度額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

(利用料金の不還付)

第13条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない理由により施設を利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない理由により施設を利用することができなくなったとき。

(利用料金の免除)

第14条 指定管理者は、公用または公共の用のために施設を利用する場合で特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金の全部または一部を免除することができる。

(行為の制限)

第15条 キャンプ場において、次に掲げる行為（設置目的に添ったものに限る。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品等の販売
- (2) 寄附金の募集
- (3) 業として行う写真または映画の撮影
- (4) 前3号に掲げる行為に類する行為

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が他の者の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 第9条第3項の規定は、第1項の許可について準用する。

(禁止行為)

第16条 キャンプ場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 設置目的以外の目的で行う集会、展示会その他これらに類する行為
- (2) 秩序または風俗を乱す行為
- (3) 施設等を損傷し、または滅失させる行為
- (4) 竹木を伐採し、もしくは植物を採取し、またはこれらを損傷する行為
- (5) 鳥獣類を捕獲し、または殺傷する行為
- (6) 指定された場所以外の場所に汚物または廃物を捨て、または放置する行為
- (7) 指定された場所以外の場所で火気を使用する行為
- (8) 立入禁止区域に立ち入る行為
- (9) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、または駐車する行為
(許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第9条第1項の許可もしくは第15条第1項の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。以下この条において同じ。）を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは施設等を原状に回復することその他必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反している者
- (2) 第9条第1項の許可または第15条第1項の許可に付された条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正の手段により第9条第1項の許可または第15条第1項の許可を受けた者
(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条第1項の規定による指定およびこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条第2項および第3項、第5条ならびに第6条の規定の例により行うことができる。

別表（第9条、第12条関係）

区分		単位	限度額	
			県民が利用する場合	県民以外の者が利用する場合
オートキャンプ場	オートサイト区画	1区画1泊につき	1万1,900円	1万7,000円
	グループサイト区画	1区画1泊につき	3万2,000円	4万円
一般キャンプ場		1人1泊につき	2,100円	3,000円
サウナ棟	専用する場合	2時間につき	4万円	5万円
	専用しない場合	1人1回につき	2,800円	4,000円

備考 「県民」とは、県内に住所を有する者をいう。

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第41号

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成12年福井県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
1 （略）			1 （略）		
2 交通部関係			2 交通部関係		
(1) 道路交通法関係			(1) 道路交通法関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
1～4 （略）	(略)	(略)	1～4 （略）	(略)	(略)
5 法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る試験 ア 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,650円</u> イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,950円</u> （道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証または免許情報記録（以下「免許証等」という。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受けることができなかった者に対する試験） <u>あ</u> っては、 <u>750円</u> ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>3,900円</u> （法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合） <u>あ</u> っては、 <u>6,900円</u>	5 法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る試験 ア 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u> イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u> （道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった場合） <u>あ</u> っては、 <u>800円</u> ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,100円</u> （法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合） <u>あ</u> っては、 <u>6,600円</u>

四)

(2) 普通自動車免許に係る試験

ア 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円

イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,950円

(政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円)

ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 2,500円

(技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,300円)

(3) 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動2輪車免許、普通自動2輪車免許または牽引^{けん}免許をいう。以下同じ。)または大型特殊自動車第2種免許もしくは牽引^{けん}第2種免許に係る試験

ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,850円

イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,950円

(政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円)

ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 2,800円

(技能試験を公安委員会が提供する

(2) 普通自動車免許に係る試験

ア 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,750円

イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円

(政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった場合にあっては、800円)

ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 2,550円

(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円)

(3) 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動2輪車免許、普通自動2輪車免許または牽引^{けん}免許をいう。以下同じ。)または大型特殊自動車第2種免許もしくは牽引^{けん}第2種免許に係る試験

ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,750円

イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円

(政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった場合にあっては、800円)

ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 2,600円

(法第97条第1項第2号に掲げる

る自動車を使用して受ける場合に
あっては、4, 550円)

(4) 小型特殊自動車免許または原動機付
自転車免許に係る試験

ア 法第97条の2第1項の規定の適
用を受ける場合 1, 950円
(政令第33条の6の2第6号に
掲げるやむを得ない理由のため免
許証等の更新を受けることができ
なかった者に対する試験にあって
は、750円)

イ 法第97条の2第1項の規定の適
用を受けない場合 1, 600円

(5) 大型自動車第2種免許、中型自動車
第2種免許または普通自動車第2種免
許に係る試験

ア 法第97条の2第1項第2号に該
当して同項の規定の適用を受ける場
合 1, 800円

イ 法第97条の2第1項第3号また
は第5号に該当して同項の規定の適
用を受ける場合 1, 950円
(政令第33条の6の2第6号に
掲げるやむを得ない理由のため免
許証等の更新を受けることができ
なかった者に対する試験にあって
は、750円)

ウ 法第97条の2第1項の規定の適
用を受けない場合 4, 500円
(技能試験を公安委員会が提供す
る自動車を使用して受ける場合に
あっては、7, 450円)

(6) 仮運転免許に係る試験

ア 法第97条の2第1項第2号に該
当して同項の規定の適用を受ける場
合 1, 800円

る事項について行う試験を公安委
員会が提供する自動車を使用して
受ける場合にあっては、4, 050円)

(4) 小型特殊自動車免許または原動機付
自転車免許に係る試験

ア 法第97条の2第1項の規定の適
用を受ける場合 1, 900円
(政令第33条の6の2第6号に
掲げるやむを得ない理由のため免
許証の更新を受けることができな
かった場合にあっては、800円
)

イ 法第97条の2第1項の規定の適
用を受けない場合 1, 500円

(5) 大型自動車第2種免許、中型自動車
第2種免許または普通自動車第2種免
許に係る試験

ア 法第97条の2第1項第2号に該
当して同項の規定の適用を受ける場
合 1, 700円

イ 法第97条の2第1項第3号また
は第5号に該当して同項の規定の適
用を受ける場合 1, 900円
(政令第33条の6の2第6号に
掲げるやむを得ない理由のため免
許証の更新を受けることができな
かった場合にあっては、800円
)

ウ 法第97条の2第1項の規定の適
用を受けない場合 4, 800円
(法第97条第1項第2号に掲げ
る事項について行う試験を公安委
員会が提供する自動車を使用して
受ける場合にあっては、7, 650円)

(6) 仮運転免許に係る試験

ア 法第97条の2第1項第2号に該
当して同項の規定の適用を受ける場
合 1, 700円

		イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,650円</u> ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,950円</u> (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,700円</u>)			イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u> ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,900円</u> (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,350円</u>)
5の2 法第89条第3項の規定に基づく検査	検査手数料	(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許または準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,950円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>6,950円</u>) (2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,850円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,650円</u>)	5の2 法第89条第3項の規定に基づく検査	検査手数料	(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許または準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,900円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>6,400円</u>) (2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,750円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,550円</u>)
6 法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 準中型自動車免許に係る再試験 <u>2,050円</u> (法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>5,050円</u>) (2) 普通自動車免許に係る再試験 <u>1,950円</u> (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>2,750円</u>) (3) 大型自動2輪車免許または普通自動2輪車免許に係る再試験 <u>1,800円</u> (法第100条の2第2項に規定す	6 法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 準中型自動車免許に係る再試験 <u>1,900円</u> (法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,400円</u>) (2) 普通自動車免許に係る再試験 <u>1,750円</u> (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>2,550円</u>) (3) 大型自動2輪車免許または普通自動2輪車免許に係る再試験 <u>1,650円</u> (法第100条の2第2項に規定す

		る大型自動２輪車または普通自動２輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3, 550円</u>) (4) 原動機付自転車免許に係る再試験 <u>1, 100円</u>			る大型自動２輪車または普通自動２輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3, 100円</u>) (4) 原動機付自転車免許に係る再試験 <u>1, 000円</u>
7 法第92条第1項の規定に基づく運転免許証（以下「免許証」という。）の交付	免許証交付手数料	(1) 第1種運転免許または第2種運転免許に係る免許証（(2)に掲げるものを除く。） <u>2, 350円</u> （日を同じくして第1種運転免許または第2種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者（以下この表において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあっては、 <u>2, 150円</u> に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額） (2) 第1種運転免許または第2種運転免許に係る免許証（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等の更新</u> を受けることができなかった者であって、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この表において「特定試験免除者」という。）に対する交付） <u>2, 100円</u> （複数免許取得者に対する交付にあっては、 <u>1, 900円</u> に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額） (3) 仮運転免許に係る免許証 <u>1, 100円</u>	7 法第92条第1項の規定に基づく運転免許証（以下「免許証」という。）の交付	免許証交付手数料	(1) 第1種運転免許または第2種運転免許に係る免許証（(2)に掲げるものを除く。） <u>2, 050円</u> （法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、 <u>2, 050円</u> に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額） (2) 第1種運転免許または第2種運転免許に係る免許証（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証の更新</u> を受けることができなかった者であって、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対して交付する免許証に限る。） <u>1, 700円</u> （法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、 <u>1, 700円</u> に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額） (3) 仮運転免許に係る免許証 <u>1, 150円</u>
7の2 法第95条の2第1項の規定に基づく免許証の交付	免許情報記録個人番号カードのみを有する者	<u>2, 550円</u>			

	に対する免許証交付手数料				
8 法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	免許証再交付手数料	(1) 第1種運転免許または第2種運転免許に係る免許証 2,600円 (2) 仮運転免許に係る免許証 1,050円	8 法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	免許証再交付手数料	(1) 第1種運転免許または第2種運転免許に係る免許証 2,250円 (2) 仮運転免許に係る免許証 1,150円
9 法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録	特定免許情報記録手数料	(1) 法第95条の2第6項の規定による申出をする場合 (2)に掲げるものを除く。) 1,550円 (複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額) (2) 法第95条の2第6項の規定による申出をする場合 (特定試験免除者に係る記録に限る。) 1,350円 (複数免許取得者に係る記録にあつては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額) (3) 法第101条の4の2第2項の規定による申出 (以下この表において「更新時不交付申出」という。) をする場合 800円 (4) 法第95条の2第6項の規定による申出および更新時不交付申出のいずれをもしない場合 1,500円 (法第92条第1項、第95条の2第11項もしくは第101条の4の2第1項の規定による免許証 (仮運転免許に係るものを除く。) の交付または法第94条第2項の規定による免許証 (仮運転免許に係るものを除く。) の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円)			
10 法第95条の3の規定により読み替えて適用する第92条第2項の規定または第106条	特定免許情報記録書換え手数料	1,550円 (免許証 (仮運転免許に係るものを除く。) および法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者 (以下この表において「免許証・免許情報記録個人番			

の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え		号カード保有者」という。)に係る書換えにあつては、100円、複数免許取得者(免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。)に係る書換えにあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)			
11 法第101条第1項、第101条の2第1項、第101条の2の2第1項または第101条の2の2第3項の規定に基づく免許証等の更新	免許証等更新手数料	(1) 免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。) ア 法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出(以下この表において「経由申請」という。)をする場合 2,750円 イ 更新時不交付申出をする場合(経由申請をする場合を除く。) 1,300円 ウ 経由申請および更新時不交付申出のいずれをもしない場合 2,850円 (2) 免許情報記録の有効期間の更新(同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。) ア 経由申請をする場合であつて、法第101条の2の2第3項の規定による申出(以下この表において「経由地書換申出」という。)をするとき 1,000円 イ 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき 1,950円 ウ 経由申請をしない場合 2,100円 (3) 免許証の有効期間の更新および免許情報記録の有効期間の更新 ア 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき 2,500円 イ 経由申請をする場合であつて、経	9 法第101条第1項、第101条の2第1項または第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新	免許証更新手数料	(1) 法第101条第1項または第101条の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合 2,500円 (2) 法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合 2,550円

		<u>由地書換申出をしないとき</u> <u>2, 8 5 0 円</u> <u>ウ 経由申請をしない場合</u> <u>2, 9 5 0 円</u>
<u>1 2</u> 法第101条の2の2第1項または第101条の2の2第3項の規定に基づく免許証等の更新申請書の経由	経由手数料	(1) 経由地書換申出をする場合 <u>1, 7 0 0 円</u> (2) 経由地書換申出をしない場合 <u>7 5 0 円</u>
<u>1 3</u> (略)	(略)	(略)
<u>1 4</u> 法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査	運転技能検査手数料	<u>3, 6 5 0 円</u>
<u>1 5</u> 法第91条または第91条の2第2項の規定に基づき運転することができる自動車および一般原動機付自転車の種類を限定された者が、その限定の全部または一部の解除を受けるための審査	審査手数料	<u>1, 3 5 0 円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3, 1 0 0 円</u>)
<u>1 6</u> (略)	(略)	(略)
<u>1 7</u> 法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査(以下「技能検定員審査」という。)	技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査 <u>2万3, 7 5 0 円</u> (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 <u>1万9, 8 0 0 円</u> (3) 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査 <u>1万4, 4 5 0 円</u> (4) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許または普通自動車第2種免

<u>9の2</u> 法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の更新申請書の経由	免許証更新申請書経由手数料	<u>5 5 0 円</u>
<u>9の3</u> (略)	(略)	(略)
<u>9の4</u> 法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査	運転技能検査手数料	<u>3, 5 5 0 円</u>
<u>1 0</u> 法第91条または第91条の2第2項の規定に基づき運転することができる自動車および一般原動機付自転車の種類を限定された者が、その限定の全部または一部の解除を受けるための審査	審査手数料	<u>1, 4 0 0 円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2, 8 5 0 円</u>)
<u>1 1</u> (略)	(略)	(略)
<u>1 2</u> 法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査(以下「技能検定員審査」という。)	技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査 <u>2万3, 4 0 0 円</u> (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 <u>1万9, 5 0 0 円</u> (3) 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査 <u>1万4, 7 0 0 円</u> (4) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許または普通自動車第2種免

		許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査」という。） <u>2万2,200円</u>			許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査」という。） <u>2万1,500円</u>
<u>18</u> (略)	(略)	(略)		<u>13</u> (略)	(略)
<u>19</u> 法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「教習指導員審査」という。）	教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査 <u>1万5,100円</u> (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 <u>1万2,000円</u> (3) 特定第1種運転免許に係る教習指導員審査 <u>9,950円</u> (4) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許または普通自動車第2種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査」という。） <u>1万2,850円</u>		<u>14</u> 法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「教習指導員審査」という。）	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査 <u>1万4,550円</u> (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 <u>1万1,850円</u> (3) 特定第1種運転免許に係る教習指導員審査 <u>9,650円</u> (4) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許または普通自動車第2種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査」という。） <u>1万2,450円</u>
<u>20</u> 法第105条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書交付手数料	<u>1,150円</u>		<u>14の2</u> 法第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書交付手数料 <u>1,100円</u>
<u>21</u> 法第105条の2第5項の規定に基づく道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この表において「府令」という。）第	運転経歴証明書再交付手数料	<u>1,150円</u>		<u>14の3</u> 法第104条の4第7項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく道路交通法施行規則（昭和35年総	運転経歴証明書再交付手数料 <u>1,100円</u>

30条の11第1項に規定する運転経歴証明書の再交付		
22 法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録	運転経歴情報記録手数料	900円 (法第105条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明書の交付または同条第5項の規定に基づく府令第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書の再交付を伴う場合にあっては、100円)
23 法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	国外運転免許証交付手数料	2,250円
24 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対する講習	認知機能検査員講習受講手数料	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習における指導に必要な能力を有する者として公安委員会が認めるものに対する講習 1,150円 (2) (1)以外の講習 1,400円
25 法第108条の2第1項および第2項の規定に基づく講習	講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 講習1時間につき 850円 (2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習 講習1時間につき 2,400円 (3) (略) (4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習1時間につき 4,650円 イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 講習1時間につ

理府令第60号)第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付		
15 法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	国外運転免許証交付手数料	2,350円
15の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対する講習	認知機能検査員講習受講手数料	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習における指導に必要な能力を有する者として公安委員会が認めるものに対する講習 1,200円 (2) (1)以外の講習 1,450円
16 法第108条の2第1項および第2項の規定に基づく講習	講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 講習1時間につき 750円 (2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習 講習1時間につき 2,350円 (3) (略) (4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習1時間につき 4,450円 イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 講習1時間につ

き 3,800円
 ウ 普通自動車免許に係る講習 講習
 1時間につき 3,050円
 (5) 法第108条の2第1項第5号に掲
 げる講習
 ア 大型自動2輪車免許に係る講習
 講習1時間につき 4,300円
 イ 普通自動2輪車免許に係る講習
 講習1時間につき 4,200円
 (6) 法第108条の2第1項第6号に掲
 げる講習 講習1時間につき
1,750円
 (7) 法第108条の2第1項第7号に掲
 げる講習 講習1時間につき
3,200円
 (8) 法第108条の2第1項第8号に掲
 げる講習 講習1時間につき
1,850円
 (9) 法第108条の2第1項第9号に掲
 げる講習 講習1時間につき
900円
 (10) 法第108条の2第1項第10号に
 掲げる講習
 ア 準中型自動車免許に係る講習 講
 習1時間につき 2,300円
 イ 普通自動車免許に係る講習 講習
 1時間につき 2,150円
 ウ 大型自動2輪車免許に係る講習
 講習1時間につき 2,850円
 エ 普通自動2輪車免許に係る講習
 講習1時間につき 2,700円
 オ 原動機付自転車免許に係る講習
 講習1時間につき 2,550円
 (11) 法第108条の2第1項第11号に
 掲げる講習
 ア 法第95条の6第1項の表備考1
 のロに規定する優良運転者に対する
 講習 500円
(公安委員会の使用に係る電子計
算機(入出力装置を含む。以下こ

き 3,500円
 ウ 普通自動車免許に係る講習 講習
 1時間につき 2,800円
 (5) 法第108条の2第1項第5号に掲
 げる講習
 ア 大型自動2輪車免許に係る講習
 講習1時間につき 4,150円
 イ 普通自動2輪車免許に係る講習
 講習1時間につき 4,000円
 (6) 法第108条の2第1項第6号に掲
 げる講習 講習1時間につき
1,500円
 (7) 法第108条の2第1項第7号に掲
 げる講習 講習1時間につき
3,100円
 (8) 法第108条の2第1項第8号に掲
 げる講習 講習1時間につき
1,400円
 (9) 法第108条の2第1項第9号に掲
 げる講習 講習1時間につき
750円
 (10) 法第108条の2第1項第10号に
 掲げる講習
 ア 準中型自動車免許に係る講習 講
 習1時間につき 2,150円
 イ 普通自動車免許に係る講習 講習
 1時間につき 2,050円
 ウ 大型自動2輪車免許に係る講習
 講習1時間につき 2,700円
 エ 普通自動2輪車免許に係る講習
 講習1時間につき 2,550円
 オ 原動機付自転車免許に係る講習
 講習1時間につき 2,450円
 (11) 法第108条の2第1項第11号に
 掲げる講習
 ア 法第92条の2第1項の表の備考
1の2に規定する優良運転者に対す
る講習 500円

の表において同じ。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下この表において「オンライン講習」という。)にあっては、200円)

イ 法第95条の6第1項の表備考1のハに規定する一般運転者に対する講習 800円
(オンライン講習にあっては、200円)

ウ 法第95条の6第1項の表備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者(運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下この表において「国家公安委員会規則」という。)で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。)でないものに対する講習 1,400円

エ 法第95条の6第1項の表備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習 800円
(オンライン講習にあっては、200円)

(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下この表において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イおよびハに掲げる者ならびに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習 6,600円

イ 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ

イ 法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習 800円

ウ 法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習 1,350円
(運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800円)

(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下この表において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イおよびハに掲げる者ならびに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習 6,450円

イ 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ

		もしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)または第1種運転免許もしくは第2種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 2,950円 (13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 ア 自動車または一般原動機付自転車(これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。)を使用する指導(以下この表において「実車等指導」という。)を含む講習 1万2,900円 イ 実車等指導を含まない講習 9,350円 (14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき 2,600円 (15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習 講習1時間につき 2,100円 (16) 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習 講習1時間につき 2,050円 (17) 法第108条の2第2項の規定に基づく特定任意講習(政令第37条の6第2号に規定する講習をいう。) 1,400円
26 法第108条の3第1項、第108条の3の2または第108条の3の3の規定に基づく通知	通知手数料	1,000円

備考

- 1 (略)
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目に

		もしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)または第1種運転免許もしくは第2種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 2,900円 (13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 1万2,500円 (当該講習が道路交通法施行規則第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円) (14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき 2,250円 (15) 法第108条の2第1項第15号または第16号に掲げる講習 講習1時間につき 2,000円 (16) 法第108条の2第2項の規定に基づく特定任意講習(政令第37条の6第2号に規定する講習をいう。) 1,350円
17 法第108条の3第1項、第108条の3の2または第108条の3の3の規定に基づく通知	通知手数料	900円

備考

- 1 (略)
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目に

についての審査を免除される者である場合の17の項の中欄に掲げる技能検
定員審査手数料の額は、同項の右欄の規定にかかわらず、同表の中欄に掲
げる事務の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に掲げる額から、同表の右欄
に掲げる額を減じた額とする。

審査細目	事務の区分	技能検定員審査手 数料の額から減ず る額
1 技能検定員と して必要な自動 車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許 または準中型自動車免許に係る技 能検定員審査	3,800円
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	3,650円
	特定第1種運転免許に係る技能検 定員審査	1,200円
	大型自動車第2種免許等に係る技 能検定員審査	4,450円
2 自動車の運転 技能に関する観 察および採点の 技能	大型自動車免許、中型自動車免許 または準中型自動車免許に係る技 能検定員審査	6,350円
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	6,250円
	特定第1種運転免許に係る技能検 定員審査	1,900円
	大型自動車第2種免許等に係る技 能検定員審査	7,750円
3・4 (略)	(略)	(略)
5 技能検定の実 施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許 または準中型自動車免許に係る技 能検定員審査	2,600円
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	1,850円
	特定第1種運転免許に係る技能検 定員審査	2,550円
6 自動車の運転 技能の評価方法 に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許 または準中型自動車免許に係る技 能検定員審査	(略)
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	2,000円
	特定第1種運転免許に係る技能検	2,400円

についての審査を免除される者である場合の12の項の中欄に掲げる技能検
定員審査手数料の額は、同項の右欄の規定にかかわらず、同表の中欄に掲
げる事務の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に掲げる額から、同表の右欄
に掲げる額を減じた額とする。

審査細目	事務の区分	技能検定員審査手 数料の額から減ず る額
1 技能検定員と して必要な自動 車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許 または準中型自動車免許に係る技 能検定員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	3,550円
	特定第1種運転免許に係る技能検 定員審査	1,250円
	大型自動車第2種免許等に係る技 能検定員審査	4,250円
2 自動車の運転 技能に関する観 察および採点の 技能	大型自動車免許、中型自動車免許 または準中型自動車免許に係る技 能検定員審査	6,700円
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	6,100円
	特定第1種運転免許に係る技能検 定員審査	2,100円
	大型自動車第2種免許等に係る技 能検定員審査	7,400円
3・4 (略)	(略)	(略)
5 技能検定の実 施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許 または準中型自動車免許に係る技 能検定員審査	2,350円
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	1,900円
	特定第1種運転免許に係る技能検 定員審査	2,650円
6 自動車の運転 技能の評価方法 に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許 または準中型自動車免許に係る技 能検定員審査	(略)
	普通自動車免許に係る技能検定員 審査	2,050円
	特定第1種運転免許に係る技能検	2,550円

	定員審査	
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,750円</u>
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,600円</u>

3 技能検定員審査を受けようとする者が前号の表1の項および2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表1の項および2の項の右欄に掲げるところによるほか、17の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については1,350円を、大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。

4 技能検定員審査を受けようとする者が第2号の表3の項および4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表3の項および4の項の右欄に掲げるところによるほか、17の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

5 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合の19の項の中欄に掲げる教習指導員審査手数料の額は、同項の右欄の規定にかかわらず、同表の中欄に掲

	定員審査	
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,700円</u>
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>

3 技能検定員審査を受けようとする者が前号の表1の項および2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表1の項および2の項の右欄に掲げるところによるほか、12の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。

4 技能検定員審査を受けようとする者が第2号の表3の項および4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表3の項および4の項の右欄に掲げるところによるほか、12の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

5 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合の14の項の中欄に掲げる教習指導員審査手数料の額は、同項の右欄の規定にかかわらず、同表の中欄に掲

げる事務の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に掲げる額から、同表の右欄に掲げる額を減じた額とする。

審査細目	事務の区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3, 8 0 0 円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3, 6 5 0 円</u>
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1, 2 0 0 円</u>
	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	<u>4, 4 5 0 円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能	(略)	(略)
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	(略)
	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	<u>2, 1 0 0 円</u>
3 (略)	(略)	(略)
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(略)	(略)
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	(略)
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1, 3 5 0 円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(略)	(略)
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	(略)
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1, 3 5 0 円</u>
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1, 5 5 0 円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	(略)
	(略)	(略)
7 道路運送法第2条第3項に規	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	<u>2, 6 0 0 円</u>

げる事務の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に掲げる額から、同表の右欄に掲げる額を減じた額とする。

審査細目	事務の区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4, 0 0 0 円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3, 5 5 0 円</u>
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1, 2 5 0 円</u>
	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	<u>4, 2 5 0 円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能	(略)	(略)
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	(略)
	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	<u>2, 0 5 0 円</u>
3 (略)	(略)	(略)
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(略)	(略)
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	(略)
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1, 3 0 0 円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(略)	(略)
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	(略)
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1, 3 0 0 円</u>
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1, 5 0 0 円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	(略)
	(略)	(略)
7 道路運送法第2条第3項に規	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	<u>2, 5 5 0 円</u>

定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

6 教習指導員審査を受けようとする者が前号の表1の項および2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表1の項および2の項の右欄に掲げるところによるほか、19の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については1,350円を、大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。

7 教習指導員審査を受けようとする者が第5号の表4の項および5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表4の項および5の項の右欄に掲げるところによるほか、19の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

(2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係

事務の区分	名称	金額
1 (略)	(略)	(略)
<u>2 (略)</u>	(略)	(略)

定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

6 教習指導員審査を受けようとする者が前号の表1の項および2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表1の項および2の項の右欄に掲げるところによるほか、14の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。

7 教習指導員審査を受けようとする者が第5号の表4の項および5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表4の項および5の項の右欄に掲げるところによるほか、14の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。

(2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係

事務の区分	名称	金額
1 (略)	(略)	(略)
<u>1の2 (略)</u>	(略)	(略)
<u>2 法第6条第1項（法第7条第2項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）および第13条第4項において準用する場合を含む</u>	保管場所標章交付手数料	<u>500円</u>

					。) の規定に基 づく保管場所標 章の交付		
				3 法第6条第3 項 (法第7条第 2項 (法第13 条第4項におい て準用する場合 を含む。) およ び第13条第4 項において準用 する場合を含む 。) の規定に基 づく保管場所標 章の再交付	保管場所標 章再交付手 数料	500円	
(3)・(4) (略)				(3)・(4) (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表第2号(2)の表2の項および3の項を削り、1の2の項を2の項とする改正規定は、令和7年4月1日 (以下「一部施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 一部施行日以後に、一部施行日前にした申請に基づき自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律 (令和6年法律第35号) による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第145号) 第6条第1項 (同法第7条第2項 (同法第13条第4項において準用する場合を含む。) および第13条第4項において準用する場合を含む。) の規定に基づく保管場所標章の交付を受けた場合の当該申請に係る保管場所標章交付手数料については、なお従前の例による。

福井県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第42号

福井県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

福井県議会議員の政治倫理に関する条例 (平成19年福井県条例第54号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(政治倫理規準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。 (1)～(6) (略)	(政治倫理規準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。 (1)～(6) (略)

(7) 国もしくは地方公共団体の公務員または関係団体（国または地方公共団体がそれぞれまたは合計で資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人および地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員もしくは職員に対し、議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。
（請負等に関する制限）

第4条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、次に掲げる企業等（営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体をいう。以下同じ。）が、県および県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人（以下「県等」という。）に対する請負（業として行う工事の完成もしくは作業その他の役務の給付または物件の納入その他の取引で県等が対価の支払いをすべきものをいう。）をする者となることを辞退することを求めるなど、県民に疑念を抱かせることのないよう努めなければならない。

- (1) 議員が役員（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役またはこれらに準ずべき者、支配人および清算人をいう。）をしている企業等
- (2) （略）
- (3) 議員が顧問料その他の報酬を受領している企業等

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(7) 国もしくは地方公共団体の公務員または関係団体（国または地方公共団体がそれぞれまたは合計で資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人および地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員もしくは職員に対し、議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。
（請負等に関する制限）

第4条 議員は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、次に掲げる企業等が、県および県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人の発注する工事等の請負および業務委託の契約を辞退することを求めるなど、県民に疑念を抱かせることのないよう努めなければならない。

- (1) 議員、その配偶者または2親等以内の親族が役員をしている企業等
- (2) （略）
- (3) 議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例を公布する。

令和6年12月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第43号

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例

（長期欠席議員に係る議員報酬の不支給）

第1条 福井県議会の議員（以下「議員」という。）が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議および委員会の全てを欠席（福井県議会議員の議員報酬等の支給の停止等に関する条例（平成23年福井県条例第32号）第1条第1項に規定する拘束期間に係る欠席を除く。）することをいう。以下同じ。）をしたときは、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条第1項および第8条の規定にかかわらず、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。

- (1) 公務上の災害または通勤による災害
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者であること。
- (3) 出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間以内であること。
- (4) 負傷または疾病の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が特にやむを得ない事由であると認めるもの

2 前項本文の規定は、当該議員が、議員報酬を支給しないこととされた月以後に会議または委員会に出席した日（以下「出席日」という。）の属する月以降の議員報酬については、これを適用しない。この場合において、出席日の属する月に支給する議員報酬については、議員報酬等条例第8条の規定にかかわらず、出席日の翌日から起算して20日以内に支給するものとする。

（長期欠席議員に係る期末手当の特例）

第2条 議員が長期欠席し、前条第1項本文の規定が適用された場合の期末手当の額は、議員報酬等条例第2条の2第1項の規定にかかわらず、同条第2項の規定により算出された額から、当該額に基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）前6月以内の期間における前条第1項本文の規定により議員報酬が支給されなかった月数を当該基準日前6月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。